

## 産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年9月8日（月）午前8時54分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前田 幸一 君	副委員長	宮内 博 君
委員	松下 太葵 君	委員	久保 史睦 君
委員	徳田 修和 君	委員	木野田 誠 君
委員	池田 綱雄 君	委員	下深迫 孝二 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	竇徳 太 君	林務水産課長	今吉 秀志 君
林務水産課主幹	川原 昭司 君	農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君
林務水産課林務水産グループ主事	東 孝太郎 君		
商工観光部長	立野 博 君	商工振興課特任課長	山口 留美子 君
商工振興課長	肥後 克典 君	商工振興課主幹	川野 洋也 君
建設部長	三島 由起博 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	建設政策課主幹	中村 光秀 君
建設施設管理課道路管理G長	若林 優 君	建設政策課政策G主任主事	太田 広一 君
上下水道部長	秋窪 達郎 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	下水道工務課長	八反田 竜一 君
上下水道総務課主幹	蔵原 寛久 君	上下水道総務課主幹	桐原 隆志 君
水道工務課主幹	深水 孝志 君	水道工務課主幹	岩元 陽一 君
下水道工務課主幹	小濱 健一 君	水道工務課主幹	清藤 明夫 君
下水道工務課下水道GSL	榎並 優 君	上下水道総務課政策G主任主事	佐々木 宏大 君
陳述人	平田 優 君	陳述人	城戸 義郎 君
陳述人	渡部 りえ 君	陳述人	伊藤 レイ子 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第63号 霧島市公共下水道条例の一部改正について

議案第64号 霧島市給水条例の一部改正について

議案第65号 霧島市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

議案第66号 財産の処分について

議案第67号 損害賠償の額を定め和解することについて

陳情第7号 2026年度水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時54分」

○委員長（前田幸一君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る9月2日の本会議で本委員会に付託になりました議案5件、陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここで暫く休憩します。

「休 憩 午前 8時55分」

「再 開 午前 9時45分」

#### △ 議案第66号 財産の処分について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第66号財産の処分についてを審査いたします。執行部の説明を求めますが、部長の方から若干説明があるという事で説明をお願いします。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案の説明をする前に、先ほど現地で御質問がありました、川原第1水源地、川原第2水源地については湧水ではなくて深井戸で水をとっているとの確認がとれました。それでは議案第66号財産処分について説明いたします。本案は、霧島市経営健全化計画（第4次）改定に基づき、未利用財産の積極的な処分及び歳入確保に努めるため、当該市有林内のシラス活用及びシラス採掘後の事業用地を構想している者に売却しようとするものです。詳細については、林務水産課長が説明しますので、よろしくご審査くださいようお願いします。

○林務水産課長（今吉秀志君）

議案第66号財産の処分について説明します。議案は15ページから17ページとなります。処分する財産の所在は、霧島市国分川原字平石1119番2外52筆、地目は山林及び雑種地、面積は全部で

97,184 m<sup>2</sup>です。処分の方法は一般競争入札により令和7年5月27日から6月30日まで参加申込期間を設け、入札書の到着期限を7月14日としました。処分予定価格は、4,550万円で、1 m<sup>2</sup>当たり468円になります。処分の相手方は、鹿児島県霧島市国分敷根151番地、株式会社霧島地所代表取締役鎌田安典で、7月25日付けで仮契約を結んでおります。また、土地の所在、面積等は、別紙のとおりで、参考資料として付近見取図を配布しています。以上で説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

改めてお伺いしますけど。この売買契約の市からの条件を示してください。

○林務水産課長（今吉秀志君）

土地利用等の条件といたしまして、風俗営業等の関わるものは設置しないこと。それからインターネットで異性紹介の事業のものに利用するようなものにならないこと。暴力団等の利用するようなものにはならないこと。それから、無差別大量殺人等を行った団体等の規制に関する法律でそういう方々にも売却しない。それから宗教活動や政治活動に供するものではないこと。墓地等の設置をすることはないこと。それから周辺環境を悪化させる恐れのない用途に供するものには用途にしないこと。それから最終的な土地の利用は産業廃棄物の施設、それから太陽光発電は除くことというような形になっております。

○委員（池田綱雄君）

この売買の土地、これは昔私が企業誘致を担当するところ、住友金属という会社が出てくるような話があって、急遽買収した山がいっぱいあると思いますが、市も今企業誘致の用地を持たない状況ですが、あそこをそういう市で開発して企業誘致用地としたらどうかというような、そういう意見はなかったかお尋ねいたします。

○林務水産課長（今吉秀志君）

土地開発公社のほうにも確認しましたが、今後の開発見込みはなしと。それから企業振興室のほうにも確認しましたが、現状では候補地としての見込みはないということで確認しております。

○副委員長（宮内博君）

まず口述の中にですね、一般競争入札によって、今回、決定をしたということあります。その経過について少し説明をお願いします。

○林務水産課長（今吉秀志君）

入札の条件としましていろいろ条件をつけておりました。その状況をもとに問合せが林務水産課で1件、それから財産管理課に1件ありましたが、同一人物であるかは不明ですということあります。また、林務水産課で受けた方は林業事業体の方でありましたが入札には参加しておりません。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

地所のほうからシラス取りにしたいということで最初相談がありまして、それで市のほうも資産

として保有している状況であるんですけどもやはり活用しないといけないところもありまして、それを踏まえて一般競争入札ということで入札をしております。

○副委員長（宮内 博君）

いや、一般競争入札で入札をしたんだけれど、結果がどうだったのかと。先ほどの説明では問合せはあったけれども、入札に参加した状況だとか、そして結果等について、結果は最終的に霧島地所の方が落札をしたということなんだけど、そのところをどういう形で結論に至ったのかという経過をちょっと説明してください。

○林務水産課長（今吉秀志君）

先ほどお伝えしましたが、入札をするための説明の期間を設けておりました。その期間が約1か月ちょっと設けております。そして、その期間を、参加申込みの期間ですね、1か月ちょっと設けております。そしてその期間に問合せがあったのが2件ということでございました。それで、それをもとに入札されたのが、霧島地所の1社だけという形で、それをもとにうちの価格はもう公表しておりましたので、その価格で売買の仮契約を結んだという形になっております。

○副委員長（宮内 博君）

結果的には競争は発生しなかったということになりますよね。契約の方法としては一般競争入札という表現にするわけですか、そういう状況の場合は。その契約の在り方としてですよ。そう説明されていますので。ただ結果的に1社しか応募がなかったということであれば競争性が発揮されてないですよね。そことの関係をちょっと説明してもらえませんか。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

この入札に当たりましては市のホームページとか、あと広報誌にも載せまして周知を図ったところであります。結果的に霧島地所のほう、1社ということでそういう申込みがあったのは1か所しかなかったのでそこに決まったという状況であります。

○副委員長（宮内 博君）

自治法上ではいわゆる入札に付する条件等が示されていて、そして一方入札でなくとも随契ができる条件というのも示されているわけですけれど、あくまでもこの一般競争入札という形でしか選択の手法はないわけですか、自治法上はどういうふうになるんでしょう。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

市の構想を持って、市が例えば後の用途をもって応募するならば、例えば随意契約とかあると思うんですけど、相手方からのそういう要望によって、そういう売却のほうが出た案件でありますので、はい。それでそのためには随意契約というのも市の中でもなかなか決めがたいところがありましたので、広く公募のために、ほかのところも競争ということで今回設けてあります。

○農林水産部長（竇徳 太君）

宮内委員が言われるのは、府内で随意契約ではなくて、一般競争入札に決定した根拠は何かということですよね。それは今答えられる。当然府内でも一応協議はしておりますので、そこに落ちつ

いた経緯というのは、後もってお答えするという形でよろしいでしょうか。

○副委員長（宮内 博君）

公の財産処分ですので、当然その法律的な根拠、裏づけがなければこれできないわけですよ。ですから、そこはやっぱり曖昧にできない話で、競争入札に付したけれども、結果的に競争性が発揮されなかつたと。ただ報告の結果としては競争入札でしたよという報告をするというですね。これがどんな形で法律的な裏づけがあつて認められているのかというのは私、釈然としないんですよ。競争がなかつたのに競争入札だったという報告がされてるもんですからですね。そのところはちょっと釈然としませんので、先ほど部長がおっしゃったように、そのところは説明できるようなものを、この委員会中に準備していただけませんでしょうか。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

宮内委員がおっしゃったように、そういったなぜ随意契約でなかつたかということを調べましてまた御報告いたしたいと思います。[44ページに答弁あり]

○委員長（前田幸一君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時59分」

---

「再 開 午前10時00分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（宮内 博君）

別件として、今回 1 ha 以上の開発ということになりますので、当然森林法上の規定、林地開発許可申請ですね。そういうものが今後必要になってくるということになるんですけど、いわゆる公有財産でありますので、先ほど池田委員のほうからこの地域の市有地への買収がどういう形で行われたかっていうのが歴史的な背景が少し説明がありましたけれど、ちょうど今 8月 8日の災害を受けた直後ですよね。それで林地開発の許可を受けたところで、実際災害が非常に起こってきているというのがあります。先ほど調整池の整備などをするということでありますけれど、それは 67.4 mm、時間当たりの雨量を想定した調整池整備というのが通常行われてるわけですね。ただ、今回も 80mm を超える大雨がですね、一極集中して降ってきたということで調整能力が失われて、下流域にいろんな災害が起こっているっていうのがあります。それでそういうことを踏まえた形での議論というかですね、災害対策も含めてあるのかっていうのが 1 点。もう 1 つは先ほど冒頭部長のほうから報告ありましたけれど、水源の関係ですね。二つの水源がこのすぐ近くに存在すると。そしてそこからこの水を利用している市民がいるということになるわけですけど、まだ十分な調査がなされていないようにお聴きしたんですよね。ですから当然市民生活に大きな影響を及ぼすようなことにつながるという可能性が非常にがあるので、もう少しきちんと調査をした上で、ただ市有財

産をできるだけ処分をしてという一つの方針が示されていることにのっとってやるだけではやっぱり、問題がのちのちに起こる危険性というのがあるので、その辺の議論がどの程度あったのかっていうのをちょっと御説明を頂ければ。

○農林水産部長（竇徳 太君）

まずは、売買が成立することからということで今話を進めておりますが、いわゆる林地開発に関する今までの基準が甘かったんじゃないだろうか、甘かったから要は佳例川の災害も起きたんだろうというふうに私は読みときましたけど、やはりですね、これも林地開発を受け付けるのはやはりうちの林務水産課ですので、そのときにですね、そういった配慮を業者に促すかつあとは林地開発を県に提出する際に、やはり想定外の大雨であっても、いろんな方面に影響がないような形で許可を出すようにという形で意見書を付すのは、うちのほうとしては全然問題はございませんので、そういう方面でですね県とのやりとりは進めていきたいと思っております。

○委員（木野田誠君）

今、部長のほうでちょっと説明がありましたけども。例えば貯水池が雨量に対して、今の時代小さいんじゃないかなというような話もあるわけです。これは確認ですけども、この売買条件に付して、貯水池をもうちょっと大きくしてつくるようにというようなことは、売買条件に付すことができるわけですよね。確認です。

○林務水産課長（今吉秀志君）

既に仮契約を結んでいる条件の中で、売買の入札するときの条件に付していた条件を全て網羅している条件であります。それ以上に条件を設けるということはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

○農林水産部長（竇徳 太君）

今課長が言った答弁に補足しますが。やはり法のもとで要はその林地開発は成り立ってるわけで、我々ができるのは売買契約に想定外の雨も想定しろというのはなかなかですね、根拠としてはいかがなものかと思いますので。やはり県に提出する際の意見書の中にきっとその辺を付して、それを水源地に配慮したものとか、調整池の容量も今後考えていただきたいとか、そういうふうな意見を付すことになろうかと思います。

○委員（木野田誠君）

分かりました。この売買しようとする土地の隣接する民家が一部あるわけですが、1区画ですかね、あるわけですけども。こことのこの住民との関係はどういうふうに今の段階でなってるのか、今後はどうなるのか説明ください。

○林務水産課長（今吉秀志君）

この売買を契約する前、入札する前ではどのような事業者が手を擧げるか分からない状態でありましたので、住民の方に対しては説明はなんらしておりません。当然、今回、シラスを採取するところが決まりましたので事業者のほうで説明するように伝えているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

あと先ほど申し上げましたけど、水源地等の関係ですね。部長のほうの答弁ではこれは、くみ上げて深井戸で水源を確保しているということなんですけれど、やはり水系はどこから来ているのかっていうなかなか地下のことですので推測は困難だという部分はあるかと思いますが、余りにも隣接していますよね。開発地域との関係でいきますとですね。もう少し慎重な審査があつてもよかつたのかなというふうに思うんですけれど。もしこれが枯渇をするというようなことになったときにどれぐらいの世帯に影響を及ぼすんですかね。

○林務水産課長（今吉秀志君）

今の川原水源のところが何世帯に配付しているというのが分かりませんので、後もって水道部に確認して御報告申し上げます

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第66号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時 8分」

---

「再 開 午前10時10分」

#### △ 議案第65号 霧島市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第65号霧島市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（立野 博君）

議案第65号霧島市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての概要について、ご説明いたします。企業誘致に関し、市が保有する工業団地は完売し、県が保有する鹿児島県臨空団地の分譲面積が残り約9,000m<sup>2</sup>となる中、企業のニーズに応じた誘致活動を行っています。そこで、対象区域内の一定規模以上の工場に係る緑地面積率等を緩和し、企業立地や土地の高度利用の促進を図ることを目的に、工業立地法の規定により公表された準則等に代えて適用すべき準則を定めるため、本条例を制定するものです。詳細につきましては、商工振興課特任課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

議案第 65 号霧島市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてご説明いたします。資料もご覧ください。工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、製造業等を対象に、一定の敷地面積又は建築面積以上の工場を対象に、生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している、又は立地予定の市町村に届出をすることとなっています。そのうち、国の定める準則では、環境施設面積は敷地面積の 25%以上、うち緑地については敷地面積の 20%以上を設定する必要がありますが、地域の実情に応じ、準則を定める条例の制定が可能となっており、本市では資料の②地域未来投資促進法に基づく準則により、工業団地毎に緑地の面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合を条例において定めています。今回、それに加えて資料の①市町村準則を定める条例の制定を行うものであり、企業立地等の促進を図ろうとするものです。次に条例について説明します。第 1 条は、この条例の趣旨になります。第 2 条は、この条例における用語の定義になります。第 3 条の区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合は、都市計画法の準工業地域及び工業地域、また定めのない地域について国の準則に基づき、準工業地域の緑地面積率を 100 分の 10 以上、環境施設面積率を 100 分の 15 以上、工業地域及び用途地域の定めのない区域の緑地面積率を 100 分の 5 以上、環境施設面積率を 100 分の 10 以上としています。第 4 条は緑地が他の施設（事務所や駐車場等）と重複する場合の緑地の敷地面積に対する割合の算定方法について規定しています。第 5 条は敷地が 2 以上の区域（準工業地域や工業地域等）にわたる場合の適用について規定しています。第 6 条は、特定工場の敷地が他の自治体にわたる場合についての取扱を規定しています。以上で説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

説明を頂きましたけれど非常に分かりにくいですね。私は分かりにくかった。それで説明をですね補足してしてほしいというふうに思いますけれども。いわゆる課長のほうで国が定める準則というのがありますね。そして、この今回提出されている第 3 条の表があります。これは比較表がないので、国のですね、準則との比較表がないので分かりにくいのかなというふうに思うんですけど。例えば、都市計画法の準工業地域でいった場合に、国の準則では敷地面積の 25%が緑地として確保すべきということだけれども、本条例では 10%で可能なんだと、こういう理解でいいのかどうかですね、ちょっとその辺、比較表がないもんですから非常に分かりにくくて説明を再度お願いできますでしょうか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

国の準則の下に国の基準というのもあるんですけれども、都市計画法で例えば準工業地域の場合、緑地の敷地面積に対する割合が 100 分の 5 以上、100 分の 20 未満以上。環境敷地面積については、100 分の 10 以上 100 分の 25 未満以上とされており、この 1 番下の下限、下の分の緑地については工業地域につきましては 100 分の 5 以上、緑地については 100 分の 5 以上。環境については 100 分

の 10 以上というので定めたところです。

○商工観光部長（立野 博君）

ちょっと補足して説明します。お配りしている資料のこちらのほうの真ん中の表を見ていただいたら分かるかなと思います。真ん中で水色で四角く囲ってあります。その中に、三つ列がありまして、真ん中の列に国が定める準則というのが、楕円形で書いてあるところがあります。その中に赤く太い線で囲ってあるところに、緑地面積、敷地の 20% 以上、その上の部分に環境施設面積、敷地の 25% 以上、記載してあります。これが国が定める準則です。現在のところ霧島市は国が定める準則に従って、緑地面積は敷地の 20% 以上ですよ。環境施設面積は敷地の 25% 以上ですよ。というのを定めて運用しているところなんですかね、それを今回の条例で見ますと第 3 条の表で、緑地面積率、国の準則では 20% 以上ですけど準工業地域に関しては、20% 以上のところを 10% 以上に下限を下げましょう。環境施設の面積を 25% 以上のところを 15% 以上としましょうということです。同じように第 3 条の表の下のほうは、工業地域及び同号の用途地域の定めのない区域というのを国の準則、緑地面積 20% 以上というところを 5% 以上に。同じように環境施設の面積、国の準則では 25% 以上というところを 10% 以上に下限を下げようとするものでございます。

○副委員長（宮内 博君）

今の説明で分かりました。それで今回部長の口述の中で臨空団地ですね、分譲面積が 9,000 m<sup>2</sup> ということになる中で、企業のニーズに応じた誘致活動を行うために緑地基準ですね。そういうのを緩和をするというような理解でよろしいですか。それともこの規定はこれから先、今回は臨空団地ということで示されているように受け止めたんですけれども、そのような解釈でいいですかね。

○商工振興課長（立野 博君）

口述で申し上げたとおりですけども、ここの部分はちょっと例としてあげさせていただきました。現在、もう工業団地で残る団地というのは、臨空団地の 9,000 m<sup>2</sup> しかないですよというの、これまでも皆様の一般質問等でもお答えしていたところでございます。本市が企業誘致をするためには工業団地の整備というのは大事だということはかねがね言われているところでございますけども、なかなかすぐにはということで、現在は民地もしくは市が保有する公共用地等に対してですね、企業誘致活動をしているところでございます。そういう中で企業にとって来やすい環境をつくって生産性を上げてもらうための条例の制定ということでございます。ですので 9,000 m<sup>2</sup> がどうのこうのというよりも、企業誘致がいろんな自治体でも、競争的になってますので本市のこの条例を制定することで他市に負けないような企業誘致をしていきたいというような内容でございます。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

今の部長の答弁に補足をさせていただきます。先ほど私のほうが口述の中で、今現在市ではお配りしている資料の 2 ですね。地域未来投資促進法に基づく準則を、資料の下のほうに四角で青の四角で囲ってある部分、この資料の中の②。この②の地域未来投資促進法に基づく準則、未来法に基づく準則を定めており、これは工業団地ごとに緑地の面積率だったり、環境の面積率を定めてお

り、例えば臨空団地の場合は、この条例において緑地の場合は 100 分の 3 以上、環境の場合は 100 分の 5 以上というのを定めています。工業団地ごとに定めております。今回、都市計画法の用途地域ごとに、工業地域、準工業地域。また用途地域のない定めについて前もって定めておくことで企業のほうが立地しやすい環境を整えようとするものであります。

○委員（下深迫孝二君）

この緑地面積というのは、例えば芝生を張ってあるも緑地ですよね。木を植えているのも緑地なんだけど、それは両方認められるんですか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

今委員がおっしゃったように、木が植えてある土地だったり、芝が張ってある土地、あるいは花壇がある土地だったり、建物の屋上が緑地で覆われている、そういうのを緑地というふうに定められております。

○委員（木野田誠君）

話があちこち飛んで申し訳ないんですが、この工場立地法ですよ見た場合、国が定める準則、それから地方自治体が定める準則、国のはうが優先すると思うから何で地方のはうはこんな国よりも緩やかなあれができるのかって非常に疑問に思うんですけど、その辺はこの工業立地法でいうとどういう扱いになるのか教えてもらえますか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

まず委員のはうがおっしゃった、国のはうの緑地と環境施設面積の率が定めてありますけれども、工業立地法において、市町村は国が定める準則にかえて地域の実情に応じて、準則を定めることができます。お配りしている資料の上のほうにもその旨が書いてあるところで、それは工場立地法のほうにも定めています。国のはう、この工業立地法というのが高度成長期の公害問題に対応するために、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるよう、昭和 48 年に今の法律はできておりますが、この時代背景の変化に沿って自治体ごとに準則で緑地だったり、環境の面積も定めることができるというようになってきております。それに沿って今回、霧島市のほうはこの準則に定める条例を制定したものです。

○委員（木野田誠君）

国が定める準則はもう既に形骸化しているというようなとらえ方で間違いないですか。いいですか。

○商工観光部長（立野 博君）

国が定める準則というのは、本市もこれまで国が定める準則に基づいてやっていたところでございますけれども、全国一律に基準を設けてあるところを地域の実情に応じて、それをまた緩和していくということでございますので、まだ国が定める準則を活用しているところもあるかとは思いますけれども、市町村の判断で新たな準則を定める条例というのをつくってやってるところがありますので、本市もそのとおりに準則を定める条例というのを今回つくろうとしているところです。

○委員（徳田修和君）

今立地を有利に進めるためにこういう条例の制定につなげるということですけど、他市のほうも似たような基準を定めているのではないのかなと思うんですけども。他市の状況っていうのが何か調査をされているんですか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

今徳田委員がおっしゃったとおり、県内外の自治体においても同様の準則による条例の制定は既にされているところでありますて、薩摩川内市だったり鹿屋市だったり、あと県外の都城市だったり人吉市のほうも制定をされている状況です。

○委員（徳田修和君）

企業のニーズに応じた誘致活動ということですけど、具体的にここの分譲面積が広がることで臨空団地のほうに来たいと言っているような企業が幾つかあるのか、その辺の実情のほうが分かればお示しください。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

臨空団地のほうも含めまして、企業のほうと打合せをする中で、本市への立地について、あるいは移転について検討されている企業さんもあるところです。

○委員（徳田修和君）

あと1点。そういう誘致活動を積極的に行うために緩和させるわけですけども、そのときに工場立地法との根底の目的、環境の保全を図りつつ適正に行われるというここの部分に対して、ここまで緩和をする、誘致活動を積極的に行うためだというのは理解しますけれども、その目的をしっかりと果たすというところではどの程度議論はされてるものなんでしょうか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

工業立地法の目的は今徳田委員がおっしゃったとおり、また先ほど私のほうも口述で述べたとおり、環境の保全を図りつつ適正に行われるよう工業立地をしてもらうこととしております。そして、資料にありますとおり、ちゃんとこちらのほうも市町村で審査をすることになっておりますので、緑地面積あるいは環境面積率等については届出について規制値が遵守されるように、適正に審査をし、また必要に応じて是正の勧告あるいは命令などをし、適正な工場立地が行われるように取り組んでいきたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

緑地が緩和されているということなんですけれども、考えてもみればですよ。上野原工業団地にしても、周り山ばっかなんですよ。業団地の中にわざわざ緑をそう余計つくらんでもいっぱいあるわけですから、だから地方の場合はそういう柔軟性を持ってということだろうと思います。そういう中でやはり工業団地が全然ないと、県のものしかないということでは本当にいい企業さんを即座に誘致するつちゅうことはできないと思うんですよ。企業さんが決めてもらってから造成をしますなんていうことを言っていたんじや。前はいっぱいいくつってあってもうそれが満杯になってきた

わけですから。そこら辺もですね、もう少しスピード感を持って、やっぱり工業団地の造成ということもあるたっていかないといけないんじやないかということを。直接関係ないけれども申し上げておきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

今下深迫委員が言われたとおり私もそう思います。以前も一般質問でもしました。店があつて中に品物がないのと一緒にやないですか今は。いつ、どんないい企業が来るか知れんのに、土地がなければですよ。本當ですねいい企業も逃げていくと思います。だからですね、今回のこの改正というか、緑地とかそういうのを緩和して、そこに企業に増設してくれというような感じかなというふうに感じているんですが、そうじやなくて、自前でちゃんと売れる土地を持っておかんと、企業誘致は成り立たんと思いますよ。そういう意味では、先ほどあそこの川原に上る梅ヶ谷か、あそこを市が売買しますよね。あそこは昔住友金属という大手企業がくるということで買収した土地なんですよ。だから企業誘致には適しているという土地ですよね。そこを例えば個人に売る前に企業誘致として必要だよねと、開発しようというか、そんな動きがあつても私はよかつたんじやないかなと思います。企業はいつどこでどういう企業が来るか分からん。そのためにはやっぱり土地がないですね。土地を持ってないと動きはとれないと思いますよ。そういう意味でもなるべく早く自分たちで売れるそういう工業団地をですねつくっていただきたい、要望しておきます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第65号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時35分」

---

「再開 午前10時36分」

### △ 議案第67号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第67号損害賠償の額を定め和解することについてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第67号本市が管理する市道沿いにおいての損害賠償に関する議案について説明します。本議案は令和7年6月10日日本市国分清水の市道落水中線において発生した倒木による倉庫損傷被害について、相手方にその損害賠償金を全額支払うことで和解しようとするものであり、議会の議決を

求めるものです。詳細については、建設施設管理課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案第 67 号本市が管理する市道沿いにおいての損害賠償に関する議案について詳細を説明します。令和 7 年 6 月 10 日火曜日午後 11 時 40 分頃、市道落水中線沿いにある木が、雨で地盤が緩んでいたことにより、相手方が所有する倉庫へ倒れ、倉庫の屋根を損傷するという事案が発生しました。この件に関して、市が倉庫の所有者に損害賠償額 97 万 4,600 円を支払うことで和解しようとするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。以上で、議案第 67 号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

まずこういう議案を提出していただくときには場所を示す地図であったり、あるいは実際に損壊をした状況が分かる写真であったりとかですね、そういうものがまず前提として私ども議員に示されるべき性格のものだというふうに思うんですね。それで今日参考資料として配布されるのかなと思っていたんですけど、前もって言わなかつたというのも私の側にも責任がありますけれど、その辺配慮に至らなかつたんでしょうかね。その辺は大体、国分にいらっしゃる方はどの辺の場所だと、どんな状況だっていうのは分かるかもしれませんけれど、地理的にそんなに詳しくないもんですからですね。その辺の配慮していただけませんでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案のほうでは一応地図のほうは上げてたんですけど、やはり場所的なものが、国分の方だけではありませんので。こちらのほうでやはり資料のほうをお話があったときに準備するべきだったんですけど。これは後日あとで提供してもよろしいですか。

○委員長（前田幸一君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 10 時 41 分」

---

「再 開 午前 10 時 51 分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま御手元のほうに位置図と現地の写真が届いておりますこれを見ながら質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

○建設部長（三島由起博君）

こちらの不手際で御手元に資料が準備できませんでした。申し訳ございませんでした。一旦課長のほうから御手元の資料に基づきまして今回の案件について説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

場所の位置図でまず北公園から南側に上っていく道路になります。ちょっと逆さまのほうが見やすいかもしませんけど。北公園から上っていきますと、ちょっと人家が、1軒だけここにですね、家がありまして、ここ家のところに家とこのイメージ図でも倉庫、かなり大きいものがありました。これがちょうど6月10日の大雨です。ちょっと災害も起きたりするかなりの大きな雨でした。その日に連絡がありまして、こちらの木が屋根に倒れてきたと。図面の写真のほうをちょっと見ていただければ1枚目の写真で木が倒れてる写真があるんですけど、こちらの根元、赤で丸をしているところ、こちらのほうが腐って、この真ん中里道走っています。里道から越えて倉庫のほうに倒れてきています。ちょっともうその時点ではもう撤去してますので、ちょっと写真的には2枚目の倉庫内の下から見上げた図面のところで木が覆いかぶさっているのが見えております。この木につきましては、ちょっともうかなり枯れておりまして、ただちょうどその部分というのが木がもうかづらも巻き付いていて、ちょっと道路のほうから、なかなか気付けないところがあったのは事実です。それが倒れて、このような倉庫に当たっても、すぐにまた次の台風が来たら、雨が降ったらいけますので一応ブルーシートだけで応急処置をこちらのほうでしております。

○委員長（前田幸一君）

質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

この写真を見る限り根こそぎ倒れていますよね。この立っていた位置、市道に立っていたのか、民地に立っていたのか、ちょっと判断が難しいんですが、その辺の確認はされたんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

この写真でしかちょっと説明ができないのですが。1枚目の写真の右側に赤い丸をしておりますけど、この位置というのが市道敷になります。落水中線の市道の残地のところにちょうどありますて、境界からこの舗装してあるところが里道になりますのでこれは市道敷内になります。

○委員（久保史睦君）

今のちょっと関連しますけれども、ほかにも、今後倒れてきそうな大木であったりとかそういうのがあるのであれば、また倒しておかないといけないのかなと思うんですけど、その建物の周りの木の状況はどうなんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

この場所におきましてすぐにまた調査いたしました。それとやはり枯れ木の横に、やはり少し枯れた木がありましたので、それについてはすぐに伐採しまして処分しております。

○副委員長（宮内 博君）

これは財源的にはどうなるんでしょう。保険適用になるような形になるんですか。

○建設施設管理課道路管理グループ長（若林 優君）

こちらの今回の事件につきましては、道路賠償責任保険という形の保険を使わせていただきます。この保険が、全国市有物件災害共済会のほうで運営をしております保険になっておりまして、中身的な代行は損害保険ジャパン株式会社が支払い等を行う形になっております。市のほうといたしましてはこの保険に対して掛金を掛けているような状況でございます。

○委員（松下太葵君）

この損害賠償のこの97万円というのはこの屋根が壊れたことに97万円なのか、その中身も何かこう雨でぬれて合わせてなのか。それとあとその保険料は、保険から支払うと保険料が次は上がっていくのかっていうのを教えてください。

○建設施設管理課道路管理グループ長（若林 優君）

まず保険料につきましてはですねちょっと我々のほうで支払いをしてないんですが、恐らく財産管理課のほうだと思いますが、市道の延長距離掛ける単価の額で保険料は算定されていると思います。もう1点のほうですね、修繕料につきましては一応我々のほうの技師の方に、また先ほど申し上げました損保ジャパンの保険の担当の方に見積りの内容を確認していただいてるところです。大きな修繕の内容ですが、先ほどもお話をいたしましたがこのスレートの屋根が八尺なんですけど約12枚交換をする工事となっております。仮設工事や附帯工事なども入っておりましたので、それらを含めまして、技術者、保険業者の方に金額を確認していただいて問題ないという結果を頂いております。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

補足しますけど。倉庫自体の、先ほど言われましたように、倉庫のスレートの修理、それとかなり大きな倉庫で、足場がちょっと下からも上からも必要でありますのでちょっと金額のほうは、それも入っています。それと中のほうの物としての被害は、中のほうは本人さんがいろいろ自分の物を置かれて、例えば仕事の道具とかでなくて、いろんな趣味の物とかいろいろ置かれてたみたいで、そこまで雨によって保障するような壊れたりとする、中についてはなかったです。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第67号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時59分」

---

「再 開 午前11時01分」

△ 議案第63号 霧島市公共下水道条例の一部改正について及び  
議案第63号 霧島市給水条例の一部改正について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第63号霧島市公共下水道条例の一部改正について及び議案第64号霧島市給水条例の一部改正についてを一括で審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

議案第63号霧島市公共下水道条例の一部改正について及び議案第64号霧島市給水条例の一部を改正する条例についてのうち、まず議案第63号から説明いたします。令和7年第3回霧島市議会定例会 議案の10ページをご覧ください。霧島市公共下水道条例は、排水設備等の工事について、市長の指定を受けた指定工事店でなければ行ってはならないこととしています。議案第63号霧島市公共下水道条例の一部改正については、標準下水道条例の一部改正に伴い、災害その他非常の場合において、他の市町村長から指定を受けた工事事業者が、本市の排水設備等の新設等の工事を行うこと可能とするため、本条例の所要の改正をしようとするものです。次に、11ページをご覧ください。議案第64号について説明いたします。霧島市給水条例は、給水装置工事は市長の指定を受けた指定給水設置工事事業者が行うこととしています。議案第64号霧島市給水条例の一部を改正する条例の一部改正については、災害その他非常の場合において、他の市町村長から指定を受けた工事事業者が、本市の給水装置工事を行うことを可能とするため、本条例の所要の改正をしようとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今の説明で他の市町村長から指定後受けた工事事業者が本市の排水設備等の新設等の工事を行うこと可能とするということは、要するに例えて言えば姶良市の業者さんが霧島市の仕事を来てできるという、そういう受け取り方でいいんですか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

現在でも霧島市の指定工事店になっていれば、ほかの自治体の業者さんも給水装置等の工事をすることは可能なんですけれども、災害時などにおいて例えば霧島市の指定店になっていなくても、例えば姶良市の指定工事店になっていれば応援に来ていただけると、そういう内容になります。

○委員（下深迫孝二君）

ということは霧島市の業者もかなり少ないという。昔からどうなのか分かりませんけれども、今その業者さん、霧島市で何社ぐらいいらっしゃるんですか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

霧島市の排水設備の指定工事店ですけども霧島市内が72社霧島市内がですね、霧島市外が89社

合計で 161 社です。

○水道工務課長（養田 健君）

霧島市の指定給水装置工事事業者につきましては、霧島市内は 120 社、市外が 140 社、県外が 23 社の計 283 社であります。

○委員（徳田修和君）

今回災害等があった場合の緊急対応のようなものだと思うんですけども、8月7日、8日の大雨の災害のときに対応ができなかったからこういうこと。改正するというような理解でよろしいんでしょうか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

これは本市の独自のということではなくて、能登半島地震等を受けて全国的に改正する流れになっているところです。

○委員（木野田誠君）

基本的なことをお伺いしますが、公共下水道関係のことで指定工事店、それから給水のほうの指定給水設置工事事業者というふうに両方あるわけですけども、これは同じ業者さんが持っているというかダブっているのかダブってないのか教えてください。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

下水それと水道、それぞれ指定を受けているものと思います。ただしどの業者さんが水道も下水道も持っているかっていうのは突合しないと分からんんですけども、それで持つていらっしゃる方、もしくは片一方しか持つていらっしゃらない業者さんそれがあろうかと思います。

○委員（木野田誠君）

霧島市だけのことではなくて全体的なほかの自治体も含めてのこういう兆候にあるということなんですが、この前私も一般質問でしましたときに、非常に災害があったけれどもスムーズに処理ができたということですね、これも一つの原因はやはり行政それから業者さん、それから材料屋さんですねここ辺のつながりがよかったですというような話も聴いているんですけども。今この変更が出てるのは、災害時というようなことで限定されてるわけですけども、実際今度の災害でそういう指定を受けてない業者さんを使いたくなるような状況があったのかどうか。現実的なところをちょっと教えてください。

○水道工務課長（養田 健君）

先般の8月7日から8月8日にかけての水道関係につきましての災害につきましては、御存じのとおり隼人地区におきましては導水管のほうのに損傷があったことから、隼人町のほとんど全域で断水が生じたところであります。それと新燃岳のほうにつきましては、霧島神宮台の別荘地等で河川を横断している。それも導水管ですね、導水管に支障があったところです。両方につきましても、その復旧につきましては、今回のやつは給水という形になっておりますが、そういう導水管の工事ができる地元業者のほうで対応したところではあります。この給水管につきましては、どちらかと

いえば、本管自体、配水管から個人の引込みをする部分が給水の資格になりますので、あくまでも個人への配水への対応というところで御理解していただければと思います。

○委員（久保史睦君）

ちょっと先ほどの関連徳田委員の関連になりますけど、ちょっと確認をさせていただきたいんですけど。能登半島以降で全国的に条例改正をという部分で、先ほどお答えを頂いたところなんですが、今このタイミングで条例改正をした。もっと早い段階で本来ならば条例改正ができたのかどうかという部分を教えていただけますか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

これが国からの通知等が来たのが春の時点でしたので6月議会に上げようと思えば上げられたタイミングでありましたが、霧島市において、これが必要なのかといったような検討をしておりまして今回のタイミングとなったところでございます。

○委員（久保史睦君）

恐らく本来通常的な災害時というのはいわゆる緊急事態という部分の部類に入ることであれば6月議会でそれは早急に対応すべきことであったのではないかというふうに思うんですけども。その辺はどのような考え方をお持ちですか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

先ほどちょっと数のほうを報告させていただいたところですけれども、水道においても下水道においても、市の指定工事店というのがある程度の数があるものですから、本市に今回の改正事項、必要なのかと。先ほども言いましたけど繰り返しになりますけど、そういうものをちょっと検討していたことから9月での提出というタイミングになったところです。

○委員（久保史睦君）

分かりました。その点はちょっといろいろまた後日また今後検討させていただきたいと思います。もう1点、今回の条例改正を行うことに対して、地元の業者さんたちはどういう考え方をお持ちなのか掌握されてらっしゃいますか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

地元の皆さんに御意見はまだ伺っていないところですけれども、実際条例改正はしますけれども、今回の変更の運用する機会が果たしてあるのかといったところも、災害時ですので想定しているのは。なければならないほうがいいんですけれども。もし仮にあった場合でも、他の市町村長が認めた指定工事店を使う、そこまで広げる必要があるのかというところもありまして、まだ地元の皆さんに意向確認とかそういったことはしていないところです。

○委員（木野田誠君）

能登半島が元でこういう条例変更になってきたということですが。能登半島の地震の影響でこういうような場面というのは例として出ているんですか出ていないんですか。

○水道工務課長（養田 健君）

先ほど部長のほうからもちょっと話がありましたが、この案件につきましては国土交通省のほうから通知が来ております。その中ちょっと読み上げていきたいと思います。令和6年度能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅地配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは宅地配管工事を担う地元市町村の業者の数が、宅内配管の被害の規模に達していなかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により宅内配管の業者の確保が困難な状況になったことが主な要因とされているということで、国土交通省のほうから来ておりますので、そういう例が多々あったかと思います。

○委員（久保史睦君）

総括的にちょっと確認をさせてください。6月の時点では、業者も霧島市には相応あるということでそこを検討したと。今回の災害を受けてやはり条例改正が必要だということで、今回この1件上がってきたということで理解しておいてよろしいですか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

今回の霧島市における大雨の影響ということはございません。それを受けた今回の提出ということではございません。

○委員（久保史睦君）

6月からずっと検討をした上で今回の条例改正に上がってきたということで理解すればよろしいですか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

今回の条例改正にあたっては、国交省から4月22日付けで通知が参っておりました。霧島市においても適用するかどうか検討を重ねてきました、タイミング的には6月議会に提出することもできただんすけれども、ちょっと検討に時間を要しまして今回第3回定例会に提出することとなったところです。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

今日手元に持ってきてているのは下水道のほうの一部改正の起案用紙になるんですけども、7月3日に起案して7月17日に決裁を受けておりますので、今回の災害より前に検討が終わった段階で起案をして9月議会に条例案を出したという形になっております。水道も似たような形です。

○副委員長（宮内 博君）

再度確認すけれども、これ能登半島地震の教訓を受けて国交省の通達を受けてですね、今回条例を整備をするということなんすけれど、何よりも数百社というですね、指定工事店を抱えているそういう現状の中で安易にこれは活用するということは考えにくいかと思いますすけれども、条文にありますようにあくまでも災害時に対応ができない困難な事態に遭遇したときに活用ができるような備えをしておくというような形で整備をするという理解でいいのかどうかですね。通常の場合では当然あり得ない話なわけで、そこの点を1点確認をさせてください。もう1点は条文の

中にある市長が別に定めるという事項がありますね。その部分についてどういう事が別に定められているのかについて御説明を頂ければ。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

まず1点目にお答えいたします。今おっしゃられたようにまずは霧島市の指定工事店を使わせていただくということで、どうしても業者さんの手が足りなくなつた場合に最後の手段として使うことを想定しております。

○下水道工務課下水道グループサブリーダー（榎並 勝君）

市長が別に定める排水設備等の構造に影響を及ぼす恐れのない工事というのは、排水設備等の清掃工事、それから排水設備等の構造に変更を加えない修繕工事というふうなものになっております。

○副委員長（宮内 博君）

それは2件が記載してあるだけで、あの件についてはもう全て対応できるような、いわゆる霧島市の指定工事以外の事業者が対応できるという理解でよろしいんですか。見ますと排水設備等の構造に影響を及ぼすということになっているもんですから、もうちょっと広い意味合いを持っているのかなと思いましたけども、今の答弁では二つのみしか記載をしてないということで理解してよろしいですかね。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

先ほど申し上げたものは指定工事店じゃなくてもできますよということでございまして。排水設備等の本体の部分については指定工事店じゃないとできないと。

○下水道工務課下水道グループサブリーダー（榎並 勝君）

先ほど申し上げたのが霧島市公共下水道条例施行規程の第8条第1項のほうに別途規定で設けております。今申し上げた2件になります。

○委員（下深迫孝二君）

災害時に他市から応援を頂くという面では非常にいいことだというふうに思っています。災害が起きたときには皆さん水がなくて困る、あるいは下水道にしても八潮市のほうでしたか千葉県の、あっちの方であったああいう災害が発生した場合は、地元の少ない業者だけじゃどうにもならんわけですから、これは私は良い改正だというふうに思っていますけれども。ただ、ふだん仕事が少ないときに他市のほうに仕事が回っていくようなことはないようにひとつ要望しておきます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第63号及び議案第64号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前1時24分」

「再開 午後 0時58分」

### △ 陳情第7号 2026年度水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第7号 2026年度水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情を審査いたします。本日は、陳情者である平田優様・城戸義郎様・渡辺りえ様・伊藤レイ子様が出席をされております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔にご説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。ご発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立してご発言ください。マイクは、青いボタンを押すと、スイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ、ご了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳述人（平田 優君）

隼人町に在住しております。ですから昨今の水害の折の断水等に関しましては、市の水道局の皆さんに本当に奮闘いただいて3日ぐらいですね、もう改善するということで、それと情報の公開の仕方とかですね、ホームページなんかでいついつどういう工事をしてるというようなことなんかされてて、本当にこう、深く感謝いたしております。来年度のですね予定されておる水道料金の値上げに関する陳情をですね、参りました。御審議のほどよろしくお願ひします。霧島市この新ビジョン等に関しての等が今年の春ぐらいからですね、開示されて、またパブリックコメントの募集というのがされて、その審査等しました。これがもう改訂版ですけども、これはもう、あれ、パブリックコメント終わってから改訂がなくなっていますけれども、内容的には少し数字が変わったりしています。それでこの中に示された内容を見ますと私がね1番最初にびっくりしたのですね、もう来年26年度に値上げするというのがですね、書かれているというのがですね1番びっくりしました。それで私はこれ見ましてパブリックコメントにも出しましたし、そのあと行われたこの審査をする会のところにもはいと手をあげたんですけど今回ちょっと遠慮してくださいということでしたので、次に行くということになるんですけどね。したんですけども、やはりやっぱり水道料金というのは、必要不可欠な料金ですよね。それとほぼ100%の人が利用している公共料金ですよね。ガスじゃなんじゃというのと、ちょっと性格違います。ですから、そういうものに関しては市民のやはり非常に关心の高いものであるから、やっぱりきっちりとした審査と慎重な検討をお願いをしたいというのがそもそものところです。それでここには陳情理由というのがありますけれども、一つはですね、今の時期がどういう時期かという認識をですね、この間の議会での市長と議員さんの答弁を聴きますと、市長もねその点は認識はしていると。市民の皆さんのが生活の厳しさというのは分かってるというふうに言われているんですけども、だから来年度どうするのというのはまだはっきり結論は出てないですね。ですから、そこの点ではですね強く申し述べてぜひ再考を

願いをしたいというふうに思っています。ここにもありますようにもう毎年、今もう最近特にですね、物価値上げというの上昇率が高いですよね。生活の厳しさというのがもう市民の中から出ています。そんなに家計に余力があるというわけではございません。ぜひですね御検討をお願いしたいというふうに思います。記憶に新しいところでは夏の時期がですね、東京都は都議会議員選挙の前に水道料金をゼロにすると、基本料金ですけどね。いうような措置を講じましたよね。というのはやっぱりやっぱり生活が厳しいということが分かって政府も2万円とか昨日首相もおっしゃってらっしゃいますけども、そういう時期です。そういうやっぱり生活が厳しいから、やっぱり行政として何かをしないといけないという時期だと思うんです。今は。そういう時期に霧島市では値上げかという話にどうしてもなると思うんですね。それって基本的によろしくないと思うんですよモラル的にも、ですからですねぜひ、その点に関する、取りあえず来年は、ここに書いてあるのですね、来年に関してはやめてくださいというふうに入れています。来年はとにかくやめて、議論してもらうということをお願いをしたいということです。時期早尚というのはそういう内容になっております。2026年度の値上げについて今回述べておりますので、全体としてのね、2030年に向けての問題では、提起とは、取りあえず来年に向けての値上げに関してはお止めいただきたいということが内容です。二つ目はですね、やっぱり先ほどちょっと申し述べましたけど、やっぱり市民の理解と合意形成が不足しているということだと思います。これはパブリックコメントにも幾つかの人が指摘をされております。市のほうも広報だとかコミュニケーションが大事だから努めますというふうにされてるんですけども、やはりそのこと自身がですね、やっぱり徹底されないととても思えない。やっぱり少なくともみんなに関わる水道料金です。ましてや市がというか議会が承認をして決める料金というのは、そんなに多くないと思うんですよ。介護保険だとか国保税とかっていうような保険料だとか、もう水道料金だとか、そんな多くないと思うんですね。そのことで、ましてや市民に負担を強いるわけですから、そのことの審査と検討は慎重たるべきだというふうに思います。やっぱりね、今度の市長さん誰がどなたになるかよう分からないですけど、やっぱり私はですよ。少なくとも60%も上げるような改定を示すように、水道料金の根本的な問題を議論しようというのであればですね、ちゃんと公約に掲げて、市民の審判をあおいで、その上で決するべきだというふうに思います。議員の皆さんも私はそうだと思っています。こういうような状況の中でされる水道料金に関して私はこう思うというのをしっかりと出していただいて、それはもう当然ね、値上げに賛成する人も多いと思うんです。そりやそうですよね、もうはっきりしているわけです。今、水道料金って基本的には国が独立採算をしている以上こうなりますよね。独立採算を約束事にしている以上は工事費がかかる、いろいろなあれをするというのはなってくると、それは利用者が負担する以外ないわけですから。だからこうなるんだけども、だけどそれに関してもどういうふうに賛成にしろね、どういうふうに考えるのかというのはいっぱい考え方があると思うんですね。そのことをちゃんと提起した上で議論をして、やっぱり決めるべきだというのがやっぱり今後のですね私は霧島市政を考えると重要だというふうに思います。こんなに身近な問題をですね、自分の意見、

自分が知らないところで決まるというのはもうやっぱりよろしくないというふうに思うんですね。少なくとも 26 年度実施に関しては、私はそういう側面が極めて強いというふうに思いますので、実施に関しては、思いとどまっていたらしく、再検討していただくということがぜひ必要だというふうに思っています。それが 2 番目です。3 番目はですね、値上げ以外の選択肢は再検討ということにしていますけれども、まず市民負担ありきなんですよ。今度の新ビジョンの計画も、と私は思っています。皆さん方どう思っているかというのはよく分かりませんけれども、私はそう思っています。で、例えば企業債の活用というようなことに関しても、最低必要限度の企業債の活用ですよね。基本的には、いわゆる今後のここにあるような、示されているような、事業計画書、損益計算書を見ても、損益計算書とは言わないみたいですが、見てもですね市民からの値上げ分を原資としながらですね、工事を進めるというような内容になっています。ですから、基本的にはそれ以外の積極的な企業債の活用というのも考えられるわけですから、市民負担がない限りはですね、企業債の活用というのは決して借金ではありませんから、例えば企業債なしで水道料金を全部賄うとすれば、今の世代、今やってる人たちがそれを全部かぶるということになりますけど、企業債は 50 年ぐらいかけて借りますからね。50 年先の利用者に関してもそれが負担がいくということになるわけです。企業債のこういう地方公共団体の水道みたいなところの活用というそういう意味も持ります。ですから積極的な活用まで含めてもう一度検討するということが、先ほど言った市民生活が厳しいということの内容も含めてですね、ぜひ今は必要だろうというふうに思いますので、ぜひですねそのことをお願いしたいと思います。この間、霧島市の水道はですね、非常に、私なんかこのデータ作ったりするのに A I に聴いたりするんですけども、チャット G T P とかですね、ジェミニとか、聴いたりするんですけども、霧島市の事業に関しては極めて健全で立派な事業されてるというふうに A I もいいます。この十何年間は、あれですよね、企業債のあれはなしですもんね。それ以前のやつの残高が 7 億円ぐらいありますけれども、ずっと発行せずに自己資本をためるという形でできている。ただこれから先の老朽化とかの対応に対してこうだというビジョンを示されていますけれども、それ自身に関しての敬意をはものすごく持っていますけれども、ただ、今の市民生活、市民の懐との関係を考えたときに、どちらをどんなふうに選ぶのかというのはもっと議論されるべきだというふうに思っています。私は、私はよく分かりませんけど、議員の皆さんほど分かりませんけれども、霧島市の財政、ポケット、家計よりは市民の家計のほうが今苦しいと思っています。ですから、その点に関してですねぜひ再考いただくようにお願いして、私はこの計画全部を撤回しろと言ってるわけではありません。少なくとも来年の計画に関しては思いとどまるべきだというふうに思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

今、平田さんのはうからお話がありました。市民生活が大変苦しい状況の中で、現計画、2026 年

度からの値上げ計画は中止すべきだというこういうお話をあります。私ども共産党霧島市議団、この間市民アンケートを実施をしてきました。5,000枚ほどアンケート用紙を配ってですね、そして、個人負担なしで、我々が負担をするという形で、返信用封筒をつけてですね、回収してきました。その回収されたアンケートの中で今、生活がどういう状況ですかということを問うてるわけですね。それに対して以前よりも厳しくなったと。かなり厳しくなったと答えた方がちょうど90%でした。実際、陳情者の方々もそういう声をですね、直接聴いてらっしゃる。そういう機会もあろうかと思ひますけれども、そういう例などがあればですね、少し御紹介を頂いて、頂ければなというふうに思います。

○陳述人（城戸義郎君）

隼人町の城戸と申します。この会員の活動のほかに年金者組合の活動してるんですけども、それで今言われた生活状況の厳しさということについて、直接目にするのは買物なんかでね、サンキュ一なんか98円の卵買うのに80人も90人も朝から並んでいらっしゃる。そういうふうな実態があります。でさっき言われた、参考の資料をですねちょっとどういうふうに生活が厳しいかっていうのを考える材料になればと思いましてちょっといろいろ調べてきました。さっき言われたように、宮本議員がアンケート調査で90%ぐらいゆとりがないというふうに言われましたけれども、全国の高齢者社会白書というのが出されてますけれども、この中ですね、ゆとりがないというふうにいわれている割合は81.9%。ほぼやっぱり皆さん全国的にも霧島の方もですね、生活の余裕がないということは一緒だと思います。次にですね、こういう中で生活保護需給状況がどうなってるか。その視点からね、ちょっと参考になればと思って調べてみました。生活保護の基準というのは、級地によって変わってるんですけども、単身者、霧島市は3-1級地、1級-1ってのは東京都なんですね。3の1級地での基準額というふうになります。そうすると水道光熱費にかかる部分はですね、単身者で27,790、27,790、これで電気代、水道代、それから今特にスマホが皆さん持っておられるので、スマホ代、電話料ですね。それとあと医療費、そういうものに充てるっていうふうになります。世帯別に全国的な世帯、どういう世帯が受給率が高くなってるかというところでありますとね。高齢世帯が平成10年度29.5万世帯、それが令和4年で91万。母子世帯は5.5から68,000と世帯変わってません。それから傷病者、障害者世帯もは26.8から40、特徴的な、他の世帯というのが増えてくるんですね。その他の世帯というのは、高齢者でもない、傷病者で母子世帯でもない。健康上問題なくてていうような、そういう方がですね平成10年度4,5000世帯が25万世帯、つまりこれは若い世代の人ですね、パートとか不正規雇用。そういう生活の中で、生活保護、一時的かもしれませんけれども、頼る割合がぐんと増えてきてる、そういうふうになってます。そういうふうな中で、全国的な受給率の順位を見るとですね、鹿児島県は全国10位です。1番保護率の高さ、1番高いのは大阪府ですね。大阪、北海道、沖縄、高知、福岡、青森、京都、長崎、東京都、鹿児島県、つまり鹿児島県が受給率が高いということは、それだけ生活に困ってる方が割合が多いということなんですね。インターネットでは霧島市の数字が出てこないので、ぜひ議員さ

んにですね、霧島市内の受給状況、保護世帯、そういういたものがどうなってるのかっていうのを保護課に聴けばね分かると思いますので、ぜひ市民の生活状況をつかむときに、ぜひ参考にしていただければと思います。で、生活保護で受給率、受給率がその問題は、大きな問題があるんですね。これ捕捉率というんですけれども、生活保護が、に実際該当する収入状況なんですが、実際に生活保護受けいらっしゃる世帯、人数、それはですね2割から3割ぐらいの方は、それも生活保護に該当するから受給されてるんですけども、8割から7割の方は該当するけれども私は生活保護は受けません。どうにかやりくりしますっていうことなんですよ。そうすると、そういう方っていうのは、生活補助基準額の以下で、毎日やりきりをされてるんですね、この捕捉率ですけども、今言ったように日本は2割から3割ですけれども、フランスやイギリスでは約9割の方も受給されると、ほとんどですね。ドイツで、約6割、それに比べたら日本の生活保護受けてる方っていうのはかなり少ない。1番厳しいのはやっぱりその生活保護に、本当は該当するんだけども、いやって、いろいろ理由があって生活保護を受けられないんですけども、そういう方が、いや、いろんなことで、ちょこっと、例えばもう値上げとして5000、月に1,000円とか上がったとしてもね、普通の方に比べればその負担度っていうのはかなり大きいわけですね、ぎりぎりの生活、1か月されますので、そういうことを知っていただいてですね、本当にこの値上げをすることが、どういうふうに日々の生活で影響するのかっていうところなんですね。ぜひ知っていただきたいと思います。皆さんの議員活動の中でいろいろとね聴かれると、声は聴かれてると思いますけれども、そういうふうな状況です。すいません。参考までに。失礼しました。

○陳述人（平田 優君）

私ども必ずしもデータをね、どうこう持ってるというわけではありませんので、宮内先生の言われる質問に数字で答えるというのはできないんですけどね。やはり市民感覚実感から言ったときですね、今の生活というのは厳しいというのはこれはもうみんなが思ってることじゃないですかね。だって年間3%物価上昇あるんですよ。で、ちゃんと大企業の労働者でもね、賃金が目減りをして、実質可処分所得、実質賃金が減ってるというふうに言われてるわけですから、ましてや霧島市なんかは年金世帯及び第一次産業、サービス産業、非常に高いですよね市民の中で、平均所得からいっても高いほうじゃないと思うんです。全国に比べてもね。そういう人たちにとっての暮らしというのはやっぱり厳しいと思います。私は前職は、今は退職しましたのでもうOBなんですけど、生協なんです。生協のお店、国分のお店なんかを私なんかが担当したりして作った店。月2回5%引きやってます。イオンさんは10の付く日が5%引きですね。その品に関するおおいっていうのはいいです。それまでよりは多いです。客数とか関心とかというのは。やっぱり値上げ、値段というのに関しては消費者としては非常に敏感になっているというのが事実だろうというふうに思います。お勧め品とかいろいろな値引きとかいろいろ名前ありますけれども、結構なところで人気ね、くろたまになってるというも皆さん方もお見かけなるんじゃないかなと思うんですね。やっぱりその点を感じていただいて、ぜひですね、その部分というのは今後との関係の中でいつまで続くのか

というのがありますけれども、少なくともですねそれに対して追い打ちをかけるというようなことのないようにぜひお願ひをしたいというふうに思います。

○委員（木野田誠君）

いろいろ説明していただきましてありがとうございました。生活が苦しいのは私自身もやっぱ苦しいですよね。これは基準があるわけじゃないですから。それもありますけれども。やはり今説明していただきましたように、物価も大分上がってきてています。私の作っている米もお茶も高く売れるようになりました。これも作ってるほうからしてありがたいんですけども、やっぱり買う人の身になれば、大変だろうなというふうな思いもしますけれども。説明がありました 26 年度の水道料の値上げ、ここを取りあえずは我慢してくれというような申出だと思うんですけども、それはある程度理解はできるんですが、ただ私どもがこの水道料金についてですね、改定について、新ビジョンについて話したのが去年のたしか 9 月頃だったと思うんですが、この産業建設常任委員会でもしました。その中で値上げすることに宮内委員を除いて皆さん賛成しました。それはなぜかっていうと、やはりこの南海トラフも去年は叫ばれました。能登半島もありました。そういうような要するに水道管が耐震化されてない。これを早く何とかしないとですね、水道のありがたさはさっきも言われましたように今度の水害等でも経験されたかと思うんですが、非常に水が無い生活ってのは大変なんですね。だからそういうことが地震なんかで管が外れてそういうことはないように早く耐震化できるようにしようということになりました。それとこれを心配している。それともう一つは水道料金を上げる、なるべく抑えていく方法としてですね、霧島市の水道のですね、漏水率ってのもかなり高いわけですね。これは 35 年ぐらい管がもつと言われてますけども、この老朽化で漏水が激しいというようなことがありまして、要するに有収率ですね。給水した水とそれからお金に換算できる水の量の差が、何%かっていうのが有収率ですが、それが八十何%だったと思うんですけど、これを引上げていかなくちやいけないというようなことの説明でそのときはありましたので、我々はそういう方向で、水道料金を値上げしていくのはそういう回収のために致し方ないなという判断にたどり着いた経緯がありますのでそこも御理解いただきたいと思います。そういう説明も受けているんですけども。その辺はどのように捉えていらっしゃいますか。

○陳述人（平田 優君）

このようなものも出されてですね、ペットボトルあたりですと 0.08 円。水って基本的には安いんだけど。全国の水道料金とか県内の水道料金にしても霧島市は恵まれてますもんね。やっぱり湧き水があるから豊富でもんね。霧島の恩恵を受けて水はおいしいしということですね。その分に関してはね本当に、私はね、個人的な話で申し訳ないけど、鹿児島市からですね数年前に移住をしてきて、いろいろ検討したんですよ。鹿児島市はちょっと桜島を見るのを飽きたかなと思って。どこを選ぼうかと思っていろいろですね。霧島を選んだんですけどね。1 番住みやすいというふうに今もとても満足をしています。やっぱり水道料金とか見るんです。生活がするかどうかということをですね、考えたときに鹿児島市よりちょっと高かったんだけど似たようなもんだなあと。そ

れとやっぱり淨水器がなくてもね水を飲めるというぐらい水がおいしい。いうことはね、やっぱりこの地域のやっぱり利点だろうと思うんですね。やはりそういうことをもっとやっぱり生かしていくということが、まちづくりとの関係でいったときにねどういう必要だと思うんです。先生言われるよう、耐震化の問題とかっていうのはね、本当にそうだと思います。ですからそのことに関してこの事業を今の国の制度がこうなってる以上は、どつかで市民が補わない限りはそれって進まない関係なってますからね。国が出すか地方自治体が出すかとの関係ですからね。ただ水道料金で出すのか、市の一般財源を使ったようなところで出すのか、これはいろいろ議論があつていいというふうに思うんです。ただ、本質的には変わらないというふうに思うんですけどね。ただそれ自身をやっぱりどんなふうに市民が関わって事業を進めていくのかというのをやっぱりもっともっとねやっぱり市民の関心を高めながら議論をしていかないと駄目だと思うんですよ。やっぱりそういうこととの関係の中では、少なくともね先生が言われたような話合いを各町内会ごとで開くとかですねして、生活は困ってるけどしやあないなというようなコンセンサスが住民の中にできてから初めて値上げというのはされるべきだというふうに思うんです。ですから少なくとも 26 年度はそんなコンセンサスができるととても思えない。ましてや今度ね、どなたが市長さんになるか分からぬけどどうなるんだろうねぐらいの認識ですもんね。もう今決まってしまったらずつと決まるかもしれませんね。ですからそのことをやっぱり基本として議会として待ったをかけるというのはどうしてもやっぱりお願いをしたいというふうに思うんです。少なくとも 30 年にむけ、私この損益計算書を見させてもらって、あれですよね。26 年の値上げに関しては値上げ分がそっくりそのまま利益に足されますが、経常利益に足される。だから 20、少なく来年に関しての損益は赤字じゃありません。ですよね。それで 2030 年は水道料金を料金の値上げで 10 億円足されるんですね。その分でプラス経常利益が 10 億になってますから、それがなければとんとんなのかなというようなレベルです。示されてる計画もそうなってますよね。確かに市のあれからいったときにこの収支計画書というのは、過去のやつ、過去補助金があったやつを仮勘定でずっと足していってるからということは、会計上で支出が、いわゆる収入が多くなるように、実際のお金じゃないんだけどそうなってますよというような理解をしておりますけれども、そういう財政状況にあるというのを理解をしています。ただ、やっぱりそういうあの手この手の中で、家庭との関係の中でそれが議論されるべきだというふうに思うんです。先ほど言ったようにやっぱり市民にとってはですねやっぱり厳しいんですよ。ですから先生が言われるけどもそれは分かるんだけど、分かったと言えるような合意形成をどうするかというのはね、どういう論理でつくるかというのは必要なんだろうと思うんです。そのためにはですねやっぱり、今現在検討中だからどうだという中でいきなりを上げるということじゃなくて、ここにありますように、十分な経営努力ですね。財産資産の処分とかというのもありますよねこれの中には。そういうようなのが 25 年度にはそんなのリストしますというふうに書いてるわけですから、それが 25 年度なんですよ。そういう中で 26 年度値上げるんですかという、ちょっとおかしいじゃないですかと私は思うんです。だからそういうのをちゃんとした上でそのことを公開して、

どうしてもこういうふうにならざるを得ませんというのを市民に提起した上で議論されるべきだというふうに思うんですね。ですから、ぜひですね、議会のほうもですね、積極的な議論をですね、お願いしたいというふうに思います。

○委員（下深迫孝二君）

何でも安いのは本当にいいにこしたことはないというふうに思うわけですけれども、霧島市も合併して20年なりました。そういう中で、面積はものすごく603km<sup>2</sup>となってます。隅々まで水道というのは引っ張っていかなくちゃいけない。今まで、例えば水道管を入れていただいたところが、もう50年を超えるものもあると。そして例えば漏水もかなり激しいといったようなこともあります。今水道管の今の多少地震なんかでも耐えられるような水道管というのはですね、1mを埋めるのに4万円以上かかるんです。これは私どものところ工事をしていただきましたので、500ぐらいの小さい管ですけれども、それでもそれぐらいかかる。そしてまた合併したところ、地域では水道管が民間の畠を走ったり、宅地を走っていってたりして、漏水したときに探すのにも探し切れないといったようなことがあって今、福山町あたりでは、水道管を道路に埋め直しをしております。ですからそういうものにですね、多大なやっぱり費用がかかっているというのも現実です。やはり水がこないと皆さん困られるわけですから、断水等をしたときにはよ直してくれ、はよ直してくれっていう、電話がくるわけですけども。それをやっぱりなくするためにには、やっぱり古い管は入替えもしていかなきやいけないというようなこともありますので、そこら辺は御理解いただきたいんですがどのようにお考えでしょうか。今言いましたようにですね。人口は12万3,000ぐらいの人口で、霧島市の10分の1ぐらいの面積のところもあるんですよ。そういうところはそんなに費用もかからないわけですけども、霧島市はもう山の中に例えば二、三件しかなくても水道の本管を入れていかなきやいけないというのがありますのでですねそこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○陳述人（平田 優君）

私は決してそういうことに関して、市民負担を絶対反対だと言ってるわけではありません。先ほど言ったようにそのことの合意形成を図るべきだと。市民との関係でですね。だったらもうしようがないなというようなレベルまでやっぱり市民が議論しないといけないと思うんですよ。議員の皆さん恐らく委員会の中で当局のほうから説明を受けられると、それはそれでこういう利益が広がるってなるけど、一歩進んで外に出て市民はねどうなのかというのをちょっとお考えいただきたいと思うんです。皆さん方は、皆さん方じゃないかも知れない。失礼しました。市民の声を聴きますというふうに議員になられるときよく言うじゃないですか。先生方が言われたかどうかいうのはよく覚えてませんけど、やっぱそういうのを聞くべきだと思うんですよ。リスクコミュニケーション、いわゆるこういうなったらこうなるんですよというコミュニケーションをしっかりした上での合意形成というのは図るべきだと思うんです。だから、先生いろいろもう本当に分かってるんですよ。霧島市の今の状況ね、耐震化率遅れてると。それ以外のね事業に関しては比較的いいんだけ

ど耐震化率が遅れてるし、さっき言わされたように遠隔地のその部分に関しての計画はまだこの中にも入ってないとね。そういうことですもんね。都市部は入ってるけど、いなかのとこどうするか、この中にも入ってない。そこまで含めるとどうなるか、それって基本的には国の制度も含めて議論をしないといけないと思いますし、やっぱり全部が全部そうなんかなというのは疑問には思いますね。ただ先ほど言ったようにそのこと自身は市民の理解が得れる私は内容だと思いますけれども、それ自身が、少なくとも来年に関してはできないというふうに申し上げております。そういう御理解をいただけないかなということです。あともう一つはですね鹿児島市なんかは先日、NHKのニュースを見ましたら、値上げ計画だというのが出来てですね、鹿児島市は28年から31年までの間に、上げれるように検討するというふうに。御存じのように鹿児島市は今2,600円ぐらいだったかな。2,585円と新聞報道出てますから、霧島市はちょっと安いんですよね。皆さん方お商売されてるかどうか分からぬんだけど、公共料金ってこれ、いわゆる利用者との関係の中で決まる料金じゃなくて、お上が決めてという利用じゃないですか。ですよね。だから二十何%が6割がぽんと決めて、はい分かりましたというような商売ってほかにないと思うんですよ。それ自身に関してはやっぱりもっとねやっぱりそういう立場に立ったときにどうなんだろうと、どんなふうに思うんだろうという議論をお願いをしたいと思うし、やっぱり私は相場があると思います。水道料金にも、周りを見るべきだと。霧島さっき言ったように水がおいしい。移住者なんかも水道料金見て決める場合もあるというふうに言ってるわけだから、やっぱり県内の水準を見て、霧島市の水道料金のポジショニングというのはどうあるべきだというのを一方で議論しながら決めていくてもいいんじゃないかなというふうに思うんです。そのためには、やっぱり鹿児島市あたりがどういうような動向をするのかというのをしっかりと見て行って情報も集めて、霧島市はどう、じゃあこうしましょうというのを考えても決して遅くはないというふうに思う。先ほど言ったように少なくとも2026年度計画を全くしなくてもですね、赤字になることはありません。霧島市はですね。財政の中では。そういう内容あるわけですので、ぜひそういう大所高所いろんな部分市民の理解が含めたところでですね、周りの関係ですね、なんかも見ていただいて、やはりこうね、霧島市の水はおいしいということを、アピールして、もっと移住者が増えるというような、そういう内容も含めてですね、御検討いただけないかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○委員（池田綱雄君）

質疑とかじゃないんですけど。今日お見えですけど。昔、私も水道の職員でおりました。そういう建物をつくりましたんですが、そのときに、一般のお客さんがいっぱい見えました。そこで水道料金は高いというような声がいっぱいあったんですけど、ほんならば、あんたたちは、水道は1m、1m、1mの1m<sup>3</sup>ですね。幾らだと思いますかと。そうすると、それは分かるんですけどもただ高い高いでと。このドラム缶は知っているでしょうと。ドラム缶。これは200ℓだと。これが5本でこの1m<sup>3</sup>、1tなんだよと。それが、その頃もう何十年も前ですけど、1t当たり50円です。このドラム缶1本が10円だよと言えば、いやほんなら高くないと言って納得されたお客様がいっぱ

いいたんですが、私はそういう意味からいければですね、決して水道料金は高くないと思っているわけです。皆さん方の中で1tというのはドラム缶が5本分だよと。知ってたかどうか知りませんけど、ならばそういう、当時、1t当たり50円だったですよね。ドラム缶1本が10円なんだよというふうに説明すれば、それなら高くないという理解を受けたんですけど、それでも高いと思われますか。

○陳述人（伊藤レイ子君）

私その先生がおっしゃったそれを市民の皆さんに分かってもらうという努力をされたわけですよ。そのときには。だからそういうことが必要なんじやないかと思うんです。私は長いことずっと経理をして仕事を、前職は経理なもんですから、若い人たちの相談に乗ったりするんです。ほんで1回家計簿を見直してみようかって言ってやるんですけど、でも私たちが育った時代と今の育った時代の人とのすごいギャップがあるんですよ。例えば携帯電話は要らなかったとか、これは要らないよねって言ってもそれいるんですよね。今のはなくてはならないものなんです。暮らしが大変でもお金がなくても携帯はないといけないっていうその全然ジェネレーションギャップを感じるんですけど、やっぱそういうそういうことって、じゃあここで見直してみようか、きっと説明しないと、今月支払いができないんですって言ってきたってそこにお金を少しぐらい出してあげたって何も解決しないですね。やっぱりその先生がおっしゃったことを市民の人たちに分かってもらえるような努力をしてほしいと平田さんも言ってるんだと思います。決してね水ほかのものに比べたらダイヤモンドは幾らで、水は幾らかって言ったらそれはダイヤモンドが高い決まってますが、何と比べたら水道が高いのかとか、そういう市の市政市債の赤字ではないわけですよ。ただ市民がどういうかですね今赤字でないのにこの大変なときにどうしても上がるんですかっていう質問も出ると思うんですよね。そんな。ただその努力をしていただいた先生の、それってすごいと思います。だからそういう努力をしてほしいって平田さんも言ってるんだと思います。

○委員（池田綱雄君）

ありがとうございます。ほんならばですよ、今私が言ったドラム缶、こんなドラム缶は大体分かりますよね。それいっぱいが、当時、10円ですよね。今こう聴かれて、高いか安いかは、どういう判断をするかですよね。

○委員長（前田幸一君）

発言を控えてください。

○委員（池田綱雄君）

だからですよ、当時、水道を高いという声がいっぱい、見に来られた人。もう口々に言うもんだから、ほんなら、1tというのは、どのぐらいの量か知っているかというとみんな知らない。ドラム缶こうなんだよというと。ほんなら高くないなという理解を当時はしてもらいました。

○陳述人（伊藤レイ子君）

ぜひそういう、市民に分かるように説明をしていただくというか、末端まで皆さんのが分かるって

いうのは無理かもしれないんですけど、一定の方々に水道料金ってこういう仕組みになってて、だから、少なくとも今は赤字じゃないですよね。今は赤字じゃないんですけどっていうのを納得する時間を持つてほしいっていうのが。私たちも値上げしたら駄目とか経営も成り立たないのに誰がお金を出すのっていうのはよく分かります。だから市民が負担しなきやいけないってことも分かるんですね。だからぜひそういう努力をしてほしいというふうに私は思っています。暮らしは本当に大変なんですよ。だから1円でも上がるっていうのは困るんです。

○陳述人（平田 優君）

先生が言うように私は基本的に水が安いと思います。特に霧島市はね。県内でいうと5番目ぐらいですかね。全国の標準からいっても平均よりはかなり低いというふうに思うんですね。だから絶対的な水の値段でだったらいくらだつたらいいのみたいな、高いか低いか、それは先生が言われるようないんですよね。だからやっぱり比較で見る以外ないし、この水をつくる場合に原価というのは幾らかかるんだというような積み上げて、それを見ながら、どういうふうにみんなが負担し合おうかというのを議論し合う以外ないと思うんですね。だから、今の水の料金が高いか低いかということを基準にして議論してあんまり私はそぐわんような気がするんですよ。ですから、例えばそういう意味で言ったときには、例えば、鹿児島よりはちょっと高いけども薩摩川内よりは安いですね、まずどういうようなポジショニングにするのかというような話なんかも含めたところでやはりしたほうがやっぱり分かりやすく参加できるんじゃないかなというふうには思います。結構ね、分かりやすく、比べてくれてるなというふうに思うんだけど。なんかこれっていかにもね、こんだけ安いんだから我慢しちゃみたいな結果に聴こえて、それとはちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、やっぱこういう比較とかいうのは大事ですね。お風呂1杯で大体200㍑で33円ぐらい上がるんだとかね、シャワーだと10分で60㍑ぐらいらしいですからね。これで10円とか20円とか、値上げ分はなるわけですね。値上げ分じゃないその分に関しては料金になるというような話なんかも含めてする必要があるんじゃないかな。いずれにしても、やっぱ水道というのも市民の財産だと思うんですね。ですからそのことに関してはやっぱり市民がどんなふうにやっぱり関わって議論をしながら認識を深めていくのかというのは大事だというふうに思いますから、ぜひ、議会のほうもですね、お酌み取りいただいて、少なくともちょっと市長に物申していただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

○委員（木野田誠君）

今おっしゃることはですね十分理解できました私も。というのは、私どもは先ほど言いましたように去年の9月にここで議論して、それで私も帰っていろいろな人に水道料金の、霧島だけじゃなくてほかのところもいろいろあるという話は報道関係で聴いてらっしゃると思うんですけども、何で上がるのっていう話があります。ここでやっぱり耐震化もせないかん。それから漏水の対策をせないかんというようなことで、これはみんなで負担するっていうような形でいけばやはり水道料金を上げていかなきやいかんというようなところの話をすると皆さん理解を示してくださいますよ。

ですから今さっきおっしゃったようにやはり、行政はどういうようなこの料金の、水が安いか高いかの話じゃなくて、なぜ上げることが必要かどうか、やはりさっきからおっしゃってらっしゃるその辺をですね、やっぱりもうちょっと行政も一生懸命力を入れて説明をせないかんのだなということは十分理解しました。そういうようなところで、将来的なものを見ると令和13年度まではいいみたいで13年度以降が、赤字の試算を出してましたので、そういうところを見てですね、また、お互い話し合いをしていけたらいいなというふうに私は理解しました。

○副委員長（宮内 博君）

議論をする中で池田委員がおっしゃったようなですね、議論の仕方もあるだろうと思うんですけど。私はですね、霧島市は余りにも水道料金で儲け過ぎてるということですね、知つてもらいたいというふうに思つてるんですよ。それはどういう根拠に基づいて言ってんのかという話なんですね。まず1人当たりの水を利用する、1人当たりの水道の利益率というのがあります。鹿児島県内19市の中でですね、霧島市は第2なんですよ。1人当たり4,648円の利益を得ているんですね。鹿児島市はどうかというと2,476円です。鹿屋市が1,439円で薩摩川内市が2,712円なんですね。だから、同じ事業者でこんなに利益を上げなきやいけないのかというのがですね一つは問題として提起をしているわけなんですけれども、同時に年間の純利益っていうのは令和5年度決算で5億6,000万円あるんですね。5億6,000万円。20億円水道料金の収入を得て、その4分の1以上は利益を上げているという計算になるんですよね。そしてもう一つは年間約20億円の水道料金収入はあるんですけど約39億円現金を持ってるんですね。だからそれだけ、非常に財政的に保証されてる中で運営がされてるというのは霧島市の今の現状だと。そしてそういう中でいわゆる水道料金、水道の老朽化対策というのはあるからしようがないんじゃないかという議論がよくあるんですけど、霧島市のいわゆる基幹的な管路ですね。基幹管路っていうんですけど、これの改修率は、45%なんですよ。鹿児島市が52.4%なんですね。県下19市の中で5番目に改修率は高いんですね。ですから本当にそういう中で値上げの必要があるのかという議論をしている最中なんですけれど、同時に今市民生活は本当に厳しいことがあるので、そういう中で本当に値上げしなきやいけないんですかという問題提起をしているんです。昨年の能登半島地震のことを受けて、長期間にわたってですね断水をしたということを一つの理由にして、同じような状況で霧島市が起こるというようなことはですね、本当は考えにくい。今回、隼人で導水管がですね、抜け落ちて3日間水道が止まったというのはありますけど、これは空港の排水を一気に受けている川のですね、嘉例川の水位がどんどん増していって、導水管が渡っている橋を破損したという影響を受けて導水管破損してるんですけど。だからそういった偶発的なことが起りうることでありますけれど、基幹管路の改修率っていうのは、先ほど申し上げたように、県内でもですね中の上の改修率だというそんな議論をしていきたいというふうに思つてるんですね。

○委員（久保史睦君）

いろいろ教えていただきましてありがとうございます。2点ほどちょっとお伺いをさせていただ

きたいと思います。今聴いた御説明とお話を鑑みた上で 2026 年度は今御意向を聴きました。いろいろな先ほどコンセンサスという言葉が出ましたけれども、水道事業は当然 S D G s で持続可能なライフラインとしての位置づけが非常に重要な部分なんですけれども、10 年先、20 年先、30 年先を見据えたときに、2027 年度以降、共感を得ることができたならば値上げはやむを得ないと、逆に値上げをするべきだという考え方をお持ちなのかどうかという点をまず 1 点教えてください。

○陳述人（平田 優君）

前提としての市民理解の共感が得られて、その共感が得られるということであれば、それはやっぱりやむを得ないというふうに思います。私は。どういう宮内先生が言われたような内容も分からんじやないんだけども調べ方もいろいろありますよね。管も隼人国分だけを調べてるのか。霧島やなんかの管まで全部調べてるのかというようなレベルもありますもんね。だから、漏水対策、治水対策にしてもね、やっぱ本市は遅れてると言われてるのは遅ってるんだろうなというふうな思ったりするんですけどね。そのときに、具体的にいったときにそういう中で暮らしてると同時にこのぐらいのお金がかかるというのはやっぱりきちっと見積りをとって、その議論をやっぱり市民にオープンにして透明性を高めてるべきだと思うんです。その透明性を高めた上で市民が納得するんであれば、それはもう値上げしかるべきだというふうに私は思います。

○委員（久保史睦君）

承知をいたしました。2027 年度以降は共感を得られればそういう考え方はあるんだということを理解をしておきたいと思います。それともう 1 点は現段階で先ほど有収率の話が出ましたけれども、全国平均が今令和 5 年度ベースで 89.8%、そして本市の有収率が 81.7% という積算根拠が今、出ております先ほど同僚委員からあったとおりでございます。漏水防止対策の強化、これは早急にしなければいけないというふうな見解を持っているところなんですけれども、今、漏水対策についてお話を頂いたところなんではあるんですけども、先般一般質問をしたときにですね、令和 6 年度の管路更新率というものが 0.3% なんです霧島市は、本市の今のこの状況をどのように考えていらっしゃるのかという部分だけお聴かせいただけますか。

○陳述人（平田 優君）

申し訳ないです。私専門家じゃないからよく分からないんだけど、それは。もうここに書いてることでしか私はもうデータとして持ってないって。ここに書いてることに関する部分に関してはね、それは理解できます。そういう中で、これを見てですね私は水道局の職員の人に聴きに行った。これどうなんですかというふうに。したらこの管路の何とか率というのは、田舎のほうは調べてませんとかっていうような話なんかをね、国分隼人の人が住んでる多く住んでるところぐらいの率ですからみたいな話でした。基本的には都市計画なんかでも関わるじゃないですか。そういうのは、青写真広げた上でどうするのかという話にはどうしてもなると思うんですね。本旨的な部分でいうと。もっと言えばですね、いわゆる市町村民税で出すのか所得税で出すのかの違いぐらい国が面倒見るのか、地方公共団体が面倒見るのかという議論もあると思うんですよ。耐震化でね。内閣府なんか

の耐震化に関して一生懸命しなさいと言ってるんだったら国が赤字国債を出してやればいいと。そういう議論は一方であるんですよ。何も独立採算というのは見直すべきだというような専門家いっぱい言っていますもんね。だから、やっぱそういうのも含めてやっぱり議論されるべきだろうというふうに思うんですね。やっぱりいろんな意見持つていいんですよ。いろいろ意見持つていいんだけど、そのこと自身がやっぱり話し合う中でコンセンサスができるということの過程が大事なんだろうなというふうに思うんですね。だから私は6割の値上げに関してのどうこう言える今んとこ根拠持つてないんだけど、少なくともここに出されてる範囲での中で、損益計算書を見てる範囲の中で行ったときにですね、どういうんですかね、やっぱそういうこのいわゆる改修費用、ほか何かといったときに、企業債を活用するにしても100億借りても今のあれだったらね、1億ぐらいの利子がきますよね。したときに今3億、4億の利益が出てる中で、その分は利子に払うとかいうのが、そういう意味で言ったときに可能かどうかという議論を一方でしないといけないと思うんです。そういう話の中でやっぱりするべきだと思いますから、やはりこのちょっとね、されてると思うんだけど。そういういろんな検討されてるのが見えないんですよ。もう、市民の負担にね、して市民から値上げされた。何十億、100億、少なくとも30年ぐらいまでのときは100億あれが出てますもんね。20、少なく、すいません失礼しました。間違えました。今の20億だったやつが30億で10億円、収入を増やしてその分を返済に充てましょうというような計画でしかないでしょもんね。それって本当にそうなのというのが、私なんかは疑問に思いますよ。だからそういうのをもう少し議論していく中で、本旨はつくっていくということが大事だろうと思うし、そういう中では、少なくとも私は市民生活への影響というのは最小にすべきだというふうに思います。そういうふうなのがないやっぱり、議論なかなか利益、理解を得るのは難しいんじゃないかなというふうに思うんですね、やっぱ市民生活への影響は最小だけどこんだけはせめて負担してもらえませんかということがコンセンサスを得る1番大きなポイントじゃないかなというふうに思うのと、やっぱ先ほど言ったように、やっぱ比較ですよね。鹿児島よりは高いか安いかというのが1番大きなポイントになると思う。だから、鹿児島市の動向を見て、鹿児島市に比べてどうだという話にやっぱならざるを得ないんじゃないですかね。指宿と比べてもいいんだけど別にね。安いとこ言われても二つともそれは無理と言われたらあれなんで、少なくともね鹿児島あたりはやっぱ1番の競争相手だと思いますから霧島の、ぜひしていただければ大分ね水の活用なんか違いますけどね。あっちゃダムつくれ活用しますからね、あれなんですけど。だからそれはねちゃんと売り物にすべきですよね。ペットボトル売りもんじゃなくて、霧島市民は浄水器がなくてもね水を飲めるという話なんかをしながらねもっともっと移住を訴えるとかですね、そういうようなことができるような、内容をやっぱりしないといけないと思うんですね。ぜひですね御検討をお願いしたいと思います。失礼しました。もう結構です。ありがとうございます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第7号について陳述人への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時02分」

---

「再開 午後 2時06分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第7号2026年度水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

陳情第7号2026年度水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情書について説明いたします。水道法は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行い、水道の基盤を強化することで、清浄で豊富かつ低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としています。そして、水道事業体は、地方公営企業法に基づき、独立採算制のもと、将来にわたって安定的に事業を継続していく必要があります。本市は、霧島市新水道ビジョン改訂版のとおり、喫緊の課題である老朽化対策、耐震化、さらには物価高騰等の環境の変化を踏まえ、中長期的な視点に立った事業経営を行ってまいりたいと考えています。このような中、過度に企業債に頼り、将来に負担を先送りすることなく、水道サービスの原価を水道利用者に公平に求めること、独立採算制により事業運営していくこと、さらには、水道事業の財源のほとんどは水道料金であることなどから、値上げは必要と考えています。次に、水道事業の経営改善策については、既に取組を開始しながら、他の水道事業体の先進事例を調査・研究を行っているところです。市民への周知は重要ですので、これら経営改善策の進捗状況については、適宜、市ホームページ等で公表してまいります。以上で説明を終わります。陳情に関する詳細については、上下水道総務課長が説明いたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

本件陳情書に関する詳細について、説明いたします。はじめに、水道事業会計は、企業が当該年度の経営活動に必要な収益的収入及び支出（3条予算）と将来にサービスを維持するための建設改良などの資本的収入及び支出（4条予算）で経営しています。本日お手元に配付いたしました今後の経営の見直しについては、3条予算と4条予算を1つにまとめたものになります。1枚目は令和6年度決算（案）を踏まえ、水道料金の改定を行わなかった場合、2枚目は、令和8年度に水道料金を改定した場合になります。1枚目をご覧ください。令和10年度には内部留保資金期末残高はマイナス4億5,000万円、つまり手持ちの資金が底をつき、令和12年度には純利益がマイナス8,000万円、水道事業の経営持続が困難となることが見込まれます。これを改善するために、企業債のさらなる活用を行った場合、将来に負担を先送りすることとなってしまいます。陳情書にありましたコスト削減や事業の効率化については、ダウンサイジングやDXの導入などの検討並びに事業費の

平準化を実施しているところであります、引き続き、努めてまいります。次に、新たな収入確保対策については、国庫補助の補助要件を満たすことが困難であるため、現在、全国市長会を通して補助要件の緩和等について要望しているところであります、また、公用車の有料広告の活用などに努めてまいります。最後に、水道利用者へ水道事業の課題や目指すべき方向性についてご理解をいただくため、様々な媒体を通じて周知を行うことが重要であることから、他市町村の実例などを参考に、効果的な広報の在り方について、検討を行ってまいります。以上で、陳情第7号についての説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

部長口述のところでですね基本的なことを、独立採算制のもとで書いてある。この水道事業は、独立採算制でなくちゃいけないのか。お伺いします。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

公営企業法によりまして独立性がうたわれているところでございます。地方公営企業法ですね。

○委員（木野田誠君）

温泉の事故でもそうでしたけども、例えばここに市債を入れるとか、市債じゃない一財を入れるとかそういうことは、できないわけですか、しないわけですか。

○上下水道総務課主幹（藏原寛久君）

一般会計からの繰入れにつきましては、消火栓の設置や福祉を目的としたものに限られるとされております。

○委員（木野田誠君）

物価高騰の環境の変化を踏まえということで真ん中あたりのほうに入ってるんですけど、この物価高騰の環境の変化を踏まえというのは、近年の資材高騰のことを言ってらっしゃるんですか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

はいお見込みのとおり設備更新の工事の費用であったり人件費のことを指しております。

○副委員長（宮内博君）

今の木野田委員の質問の独立採算性の関係についてですけれども、工業水道会計については、市からの一般会計の補助をずっと行ってますよね。それが例外的に認められているわけであるんですけども、そういう扱いっていうのは通常の水道事業には当たらないということで理解しているんですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

先ほど委員がおっしゃられるように工業水道事業につきましては、一般会計から毎年300万円程度の負担を頂いているところです。先ほどもこちらのほうが申し上げましたように、現在でも一般会計からは総務省の繰出基準であります。消火栓による経費、簡易水道の建設改良に要する経費、

地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費について一般会計から繰入れを行っているところでございます。その額を具体的に申し上げますと令和5年度決算におきましては、約6,500万円程度一般会計から繰入れを行っているところでございます。6年度の決算見込みにおきましては6,300万円程度一般会計からの繰入れを行っているようなことでございます。本市の水道事業につきましては地方公営企業法第17条の2第2項に基づきまして独立採算制の原則に基づいて運営をしているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

それは工業用水道で用いられている手法等は全然適用されないという理解でよろしいんですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

はい先ほど申しましたように総務省が定める繰り出し基準により、一般会計から繰り出しを頂いているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

部長口述の中にも、それから課長がされました口述の中にもですね、いわゆる企業債の活用の関係についておっしゃってらっしゃるわけですけれども、実際これまで長期にわたって霧島市の水道事業会計においてはですね企業債を借り入れないという方策がずっととられてきたのではないかと思うんですね。実際にこれから先決算の関係で議論もされるんですけど未償還残高11億8,900万円ほど令和6年度決算でですね、というような非常に借金の少ない中で運用してきているという一つの大きな特徴があります。それで課長口述の中ではですよ将来に負担を先送りすることになると、こういうふうに述べてらっしゃるんですけども、いわゆる水道の長寿命化計画、耐震化の強化、漏水率の減少というような取組というのは、将来にわたって、そういう無駄を省いていくということと同時に安心して水道を供給できる体制をつくっていくということになるわけですので、現に水道を使っている人たちだけの負担で賄うという在り方っていうのはそういう考え方からすると企業債の活用によってですね、将来の世代にも一定の償還をしていただくというような形というものもありうる話だろうというふうに思うんですけども。その辺の議論がこの口述を見る限りは余り議論をされてないのかなというふうに思いますけど。そういう考え方についてはどうなんでしょうか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

今、委員各位にお配りしております見通しの図になりますけれども、こここの真ん中あたりに、このオレンジの純損益の下に資本的収入イコール企業債の借り入れというグレーのラインがあるかと思います。そこを見ていただくと令和6年度にもう既に10億円ほど令和7年26億円。令和8年4.5億円。令和9年4.9億円。令和10年11.3億円。台明寺が終わる令和11年につきましては5.7億円と約63億円の企業債を借りる計画でございます。先ほどおっしゃられたように企業債を借りればもちろん企業債の利息も伴ってまいります。その利息をずっと払っていくのかというところも議論の対象になってくるかと思います。それと将来を見据えた形での負担、将来の水道を使う方々の負担はないのかというような発言があったかと思うんですけども、水道事業では減価償却費を費用と

して見ております。減価償却費については例えば40年の間の耐用年数があれば1万円かかったのを40年で割り崩してそれを各年度で負担していただくというようなことになります。ですので減価償却費で将来の人たちも費用を払っていただくという考え方で事業を進めているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

約63億円の借入れを行うということですけれど、これまで議論があったように耐用年数というのは約50年ということですねあったかというふうに思いますけれど。63億円でありますても年1億数千万円ですか、4000万円ぐらいですか。ぐらいの償還といいますかね、そういう形になってくるのかなというふうに思いますけれど、霧島市の水道事業会計の純利益令和5年度決算で約5億6,000万円ですよね。そういったことから考えると、それほど大きな負担ということにはならないのかなというふうに私は思いましたけれど、有利な地方債を借り入れる中でできるだけ現役世代の負担をですね軽減をしていくというそういう議論があったんですかね。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

またお配りしている表を見ていただければ分かるように、今委員がおっしゃるように令和6年度の欄を見ていただくと、ちょうど真ん中あたりのオレンジ色のところ純損益これが利益ですね、委員がおっしゃるように5億6,000万かかっているような状況です。それから下が今度は、先ほど私の口述の中でもありましたように4条予算にかかる部分です。5.6億円利益が出てるんですけども、その反面10億2,000万円の企業債を借りまして合わせて23億円の工事をすると、資本的支出というのはこれは建設改良工事費、主なのは建設改良工事費になりますので23億円かけて工事をすると、その下に資金不足額12億9,000万円というところがどうしてもその企業債を充てても、不足が12億9,000万円出てきますと。内部留保資金等を活用してようやくその不足する12億9,000万円を補うことができるというような、前から私どもがお配りしていた水道ビジョンに掲載している経営の見通しについてはちょっと分かりづらい。3条予算と4条予算を分けて掲載していた関係でちょっと分かりづらいところもあったかと思うんですけども。このように単年度5億6,000万の3条に係る利益があっても、4条予算、資本的支出に係る部分が23億円建設改良等に使うものですからどうしても不足が出てきます。そういったのを内部留保一番下のところに青で示してあるところ、下から2段目になりますけども、内部留保等を使いまして、その不足額を補填するというようなのがこれも一目で分かるような3条予算と4条予算を一つにまとめた表になります。内部留保につきましても令和10年にはマイナス4.5億円。もう基金、建設改良積立金など、水道でいえば建設改良積立金なんですけども、基金も底をつくと。令和10年度には、資金が出てなくなるというようなことでこの表を分かりやすく、今までの表からすれば分かりやすくつくったつもりでおります。

○委員（下深迫孝二君）

今この説明いただいたところで順調にいってこういう感じということですよね。そしてこれが例えば、能登地震、ああいう感じで緊急な事態が発生した場合この通りは行かなくなると、借金のほ

うが多くなってしまうという可能性はあるんじゃないかなというふうに思いますがそこはどのようにお考えですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

委員おっしゃるとおり、先日の7日から8日にかけて洪水が発生した際も、導水管が不通になつて突発的に修繕工事をしたところでございます。そのように突発的な大災害というような突発のことになってしまった場合には、この計画より何倍という費用がかかってしまうんではないかと予測しているところでございます。

○委員（木野田誠君）

先ほど陳情者と話合いをしたんですけども、まず単刀直入にお伺いします。この陳情書にあるですね、来年の値上げについてはこの陳情書の文書を見てですね、26年は値上げをやめようとかいうような感じを持たれたかどうかまずお伺いします。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

はい水道ビジョンにも掲載しているように令和8年度には水道料金を改定する予定であります。

○委員（木野田誠君）

この陳情者がおっしゃることはですね 26 年の値上げをやめてくれっていうこととそれからもうちょっと市民との合意形成をしてやるべきじゃないかというのは、この 26 年の値上げに反対するけども、極端なことを言うと 27 年度からの値上げについてはいささか反対でもないというようなことでしたけども、ただ市民からの合意形成の仕方が足りないといちゅうことは言われたわけ、指摘されたわけです。それと資金の問題ですね。こちら辺を水道料金ばかりに転嫁してですね市民に全部負担してもらうというような方法もいかがなもんかと。もう一つあるいは、もうちょっといろんな資金を借りてやるとかですね、援助を受けて国庫とかそういうとか受けて、その辺も努力すべきじゃないかっていう話があったんですけど、まずその 2 番目ですね、市民との合意形成のところでお伺いしますけど、去年のですね 9 月にこの水道のことで産業建設常任委員会でも審議してですね、この新ビジョンについては賛成という結論を出たわけですけど、それからですねやはり個人的には我々も、いや、こういう形で水道料金がどんどん上がっていくよというような話はしました。反対する人はいなかつたです。そうだね。耐震化の問題、漏水の問題、いろいろ勉強させてもらったようなことをお話ししてですありましたけども、ただやはり今日の皆さんおっしゃるにはそういうところの合意形成はされてないということでしたけども、その辺は、去年の 9 月から今日の現在までですね、どういう対応を市民にしてこられたか。そこはやっぱり知りたいんですけどどうでしょうか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

はい今年になりますから新水道ビジョンを策定しましたけれども、それに対するパブリックコメントに対する御意見を募集しました。その中で今、委員がおっしゃるように合意形成が足らないんじゃないかなというような御意見も頂いておりました。その御意見等につきましては、市のホーム

ページにこういった質問があってこういった市の意見がありますよというのをホームページ上で公開して、情報を掲載しておりました。その合意形成についての市の考え方についてちょっと読んでみます。お客様水道利用者に対しては、広報誌やウェブサイトなど多様な媒体を通じて、現状や課題について分かりやすく周知し御理解を深めていただくことが極めて重要であると考えております。今後、全国の事例等を参考にするとともに、外部委員会の御意見も踏まえながら、効果的な情報発信の方法について検討を進めてまいりますというようなことでパブリックコメントの意見を頂いたときにコメントを返してあります。そのように市民の方々と合意形成というのは、より多くの情報を発信しまして合意形成を図る必要があるというのはこちらのほうも認識しておりますので、そのようなつもりで今後事業を進めていきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

広報媒体されるのも非常にいい方法だとは思うんですけども、もうちょっと例えば今日の陳情者みたいなですねいろいろな団体の方がいらっしゃる。そういう人たちですね、もしこの新ビジョンについて、疑問なり何なりありましたら対面で説明しますよというような広報の仕方もやはりしていかれたほうが、より理解度を深めるためにはいいんじゃないかなという感じがしました。今日のだから陳情者との話をしてみると、やはりそこら辺にですね、料金値上げについてはそう反対だというようなことじゃなくて、その辺の合意形成の部分についてですね、それとさっき言いましたような水道料金ばかりで水道の運営をしていくっちゃうのもちょっと疑問だというようなことも言われましたので、特にこの市民との合意形成この部分についてですねもうちょっと努力されたほうがいいんじゃないかなというのは、感じを受けましたけどどうでしょうか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

一つ本年の取組を御紹介させてください。水フェスタという取組を先般、国分シビックセンター内で行わせていただきまして9月、1月のこちらの産業建設常任委員会でも国分台明寺配水区関連事業、その存在自体知ってる市民の方がそもそも、まずいない、少ないんじゃないかなというそういったこんだけ大事な事業があるんだったらそれをもうちょっと広報してくださいという御意見も私も承りました。参加させていただきまして、それでですねちょっと初のだと思いますが台明寺のですね関連事業に関するパネル展のほうを開催させていただいて、シビックセンター正面から見えるところに設置させていただいたところです。私が記憶に残ってるのは台明寺の水源の近くに住んでいらっしゃる市民の方、御高齢の方でしたけれども、自分の住んでるところの近くでこういう事業があるんだねっていうところから思い出話から私も二、三十分聴かせていただいて、ちょっとそういった市民との対話の場も私ちょっと初めて持たせていただいたところです。おっしゃるようにこういった直接的な広報というのがですね、まだまだ不足しております。この今水道料金についてはまだ審議会、委員会をやってる最中でございまして、こういった中で上げますっていうところで広報していくことが適切なのかどうかっていう私個人の悩みもありますけれども広報できること、積極的にですね市民の皆さんにこれからこの期間中であってもできることはやっていきたいとそ

いうふうに考えているところです。

○副委員長（宮内 博君）

私も一般質問でも申し上げた経緯があるんですけれど、市民の合意形成を図るという観点からすると、直接ですね、木野田委員のほうからもあったように直接話をする機会というのを設けるべきではないか。住民説明会という形でやはり少なくともこの旧1市6町の中でですね、必ずやっていくというような形で取組をする必要があるんじゃないかということを提供したことがあるわけですから、そこらについてはどうなんですかね。先ほどのインターネットを駆使されてらっしゃる方たちは一定の情報が入ってくる機会っていうのはあるだろうと思いますけれども、駆使できる方たち以外の方たちへのですね情報提供とほとんどなされない。そういう状況かなというふうに思いますけれど、その辺の議論はどういうふうになっているんですかね。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

先ほども少し触れましたけれどものことにつきまして、今委員がおっしゃることにつきましては、全国の事例等も踏まえながら、今設置しました外部委員会の意見等を頂きながら、検討してまいりたいと考えております。なお先ほどちょっと触れましたようにパブリックコメントに対する意見を1か月間募集したんですけども、結局、最終的に意見が上がってきたのは4名から意見が出てきたところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

ということはいわゆる審議会の中でもそういう議論を提起しているという話なんですか。そのやる方向で執行部としては提案をしているという理解でよろしいですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

そのことを開催すべきかどうかも含めて外部委員会の中で諮って決めていきたいと考えています。

○上下水道総務課主幹（藏原寛久君）

委員会のほうでまだ1回しか開催がされてないんですけども8月から始まりまして現地視察をこの間先日しましたので、これから議題を上げて5回から6回かけて年内もめどにやっていくつもりですので、議題としてはまだ上げておりません。議題は出しておりませんまだ。

○副委員長（宮内 博君）

ということはまだ問題提起もしていないという状況でしょうから、これから先そういうことも含めて提起をしていこうという、そういう考え方でいるということで理解してよろしいですかね。部長どうなんですか。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

今後の審議会の中で市民への周知であったり、合意形成の在り方だったり、ということも議論を頂きたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

今日のですねやはり、陳情者の方々と話をしてもですねやはり、このプランについてはやはり反

対するものでもないつちゅうような意見ありましたし、我々私自身の意見も述べさせてもらいましたけど、やはりここはですね、積極的にぜひですね理解を得られるようにしてですね、この料金値上げができるようにしていただきたいと思います。それと先ほどの2026年の値上げについてですが、今年非常にいろんな災害もありました。物価も云々ということもありますけども、物価上がればいつでも上がる時あるわけですけども、このような災害等を踏まえてですね、例えば1年間、8年の値上げを1年間延ばすとか、そういうようなところは考えられないのか、あるいは仮に1年間延ばした場合さっきの経営の見通しについてどういう影響は考えられるかその辺をちょっと話していただけますか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

今水道ビジョンで令和8年度に改定した場合は24.6%ですよというような水道ビジョンで掲載しているところなんですけども、これを先送りすれば先送りするほどその改定率に今度は反映してきて、改定率が恐らく高くなってくるんじゃないかと予測されるところでございます。ですので今のところ令和8年度の改定の予定でおるところでございます。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

水道ビジョンの中でもうたってあるんですけれども令和9年度に改定した場合は31%に上がってしまうという形です。

○副委員長（宮内 博君）

今年11月には改選があります。現職市長がその計画を進めているということで当然水道部局のほうも動いてるということになるわけですよ。陳情者のほうからは、そのことをしっかり市民でですね周知をすべきだという御意見が出されているわけですけれども、現職市長の一つの来年からの事業としてそこはきちんと事前に市民に知らせるという機会を設けるようなそういう議論というのはあるんでしょうか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

今委員がおっしゃいましたように改選前にそのようなことをという議論にはなってはいないところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

それはだから、陳情者のほうからそこはやっぱり、きちんと出した上で明確にすべきではないかというそういう発言もあったんですけども。まだ今の段階ではそういう議論はしていないということですが、今回の陳情を踏まえて市長に対してそのことを提言をしていくということは考えられるんですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

今の宮内委員の件についてですけれども、公に水道ビジョンも公表をしておりましてその中で8年度に値上げをするというようなことも広くホームページ等を使って広報をしているつもりでおりますけれども、そのようなことがもう浸透しているのであれば予定どおり令和8年度に値上げを行

っていきたいと考えておるところでございますので特にそういったところは考えていないところであります。

○委員（木野田誠君）

今課長の答弁がありまして私はもうそれでいいと思います。これはですね水道ビジョンの話ですから、その辺は市長選挙とかどうのこうの考えないでですね肅々とですねこのビジョンをですね実施していただきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

今水道料金は1t当たり幾らですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

給水条例に載っております、10tまでが85円。税抜です。1t当たり85円。

○委員（池田綱雄君）

さつきですね、陳情者の方に私水源地が完成したときに市民の皆さんのが毎日相当数見学にこられたわけです。そん中で水道料金が高いという声がたくさんあったもんですから、私はその説明をして1tちゅうのはどのぐらいか知ってるかと。ほとんど知りませんでした。1tというのはドラム缶、あれはみんな知ってる。ドラム缶が2000だと。ドラム缶が5本で1tだよと。当時50円ぐらいでした。1t当たりが。だからドラム缶1本が10円だよと説明するとそれなら安いと言われたんですよね。だから今日そういう話をしたら陳情者の1人がそれが努力だという、お褒めともとれるようなことを言わされました。だからそういうのを値上げが必要なんだというのを市民に分かりやすく、粘り強くやっぱり言うべきだということだったと思うんですが、ここに部長口述で値上げの必要な理由が書いてありますよね。これも市民にどっかでかですよ。文書あたり何でも、やっぱり知らせるべきだなというふうに感じました。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

はい、ありがとうございます。私もですね水道料金が高いというところと実際の水がどのぐらいの値段なのか、ここを周知していきたいという思いからまたすいません、水フェスタの話で今回、来庁記念品として500mlの空ペットボトルの配布という新しい取組を市政20周年事業と絡めてですねさしていただきました。そこにですね一緒にこの500mlペットボトルなんですが、それ1本詰めても0.07円ですよという紙と一緒に配布して、ぜひ家の蛇口からですね、浄水器をつけてない塩素の入った水を入れて満水まで入れて冷蔵庫で冷やして飲んでくださいと。そしたらそれは安いねということで、非常にですね驚かれたというところから、やっぱり水の価格というのはですねもっと幅広く周知していきたい、そういう思いを胸にしたという、すいませんちょっとそういう経験を伝えさせていただきます。非常に大事なことだと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど陳情者の方が4名おみえになりました。4名でしたよね。そして、1人は、前川議員の次後継者という方でしたけれども、他に男性2人で女性が入れて2人ということでしたけども、陳情

者の方が、4名の陳情をされた方が全てということで私はないというふうに思うんですよ。12万3,500人ぐらいですか、人口ある中で4名の方が来てを説明された。それはもう真摯に受け止めなきやいけないわけだけども、やはり市では市民の皆さん方に大きな負担をかけないためにこつこつと少し値上げをしていくということが大事ではないのかなというふうに聴いておりましたけれども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

はい今委員がおっしゃるように、先ほども木野田委員からもあったように、今の事業を広報をしながらですね市民に周知を図りながら肃々と進めていきたいと考えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど上野原の工業用水に300万一般会計から負担をしてるということはもう皆さん決算等でも御存じのとおりですけども、あそこはですね旧国分市時代に55町歩の造成をしたんです。そうしたところが遺跡が出て25町歩ぐらいですか。県の遺跡のほうに、遺跡のための施設をつくってしまいました。ですから企業が本来はあと半分入らなきやいけなかつたのは入れないために、今こうして300万程度の一般会計から補填します。ですけども私が前質問したときに税収が1億4,000万あそこで今上がってます。ですからそういうことを考慮したらですね300万の補填が何だということになるんじやないかと思うんです。それが今度市水道に令和10年からなります。そうすると同じ料金で水も売れるようになるわけですから、今言うように300万補填してるのはなんだということはですねなくなるというふうに私思うんですがどのようにお考えですか。

○上下水道総務課長（川畠信司君）

今委員がおっしゃるように今の予定では令和10年度から上水道に工業用水道を取り組もうというような計画であります。今言われるよう上水道に取り組んだ後には、私どもが一般の方たちと一緒に水道料金体系で水道料金を支払っていただくことになろうかと考えています。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第7号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時49分」

---

「再開 午後 2時51分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。午前中の農政部のほうで説明が足りなかつた部分があつたということで、再度この場を設けました。執行部のほうから説明をお願いします。

○林務水産課長（今吉秀志君）

2点ほどお答えができませんでしたので、その分をお答えさせていただきます。今回の入札が一般競争入札ではなく随意契約で執行しなかった理由についてお答えいたします。地方自治法234条により売買等の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約等により契約を締結することになります。また、地方自治法施行例第167条の2第1項第1号において、売買で契約できる予定価格が別表第5に掲げてある額の範囲内となっており、別表第5の財産の売払いについては、地方公共団体は50万円以内であることから、随意契約として該当しないため、今回一般競争入札で執行しているところでございます。次に川原水源池の影響がある世帯数についてお答えいたします。川原地区の水源地のほか、台明寺、上井、敷根地区に水源池があり、台明寺から川原、上井、敷根地区にかけて水道管はつながっております。水圧も考慮して影響がある自治公民館は国分地区では川原、湊、上井、川内、敷根、下井の六つの自治公民館で対象世帯は3,523戸、福山地区が小廻、中央、大廻の三つの自治公民館で対象世帯は524戸で合計4,047戸、約4,000戸の世帯に影響があるかと思われます。以上でございます。

○委員長（前田幸一君）

以上で執行部のほうの説明を終わります。よろしいでしょうか。

○副委員長（宮内 博君）

随意契約がそういう金額で定められてるというのは承知しているわけです。その金額の範疇に入らないというのも分かるんですけど。実質競争入札という形にはならなかったわけですよね。そういう場合でも、いわゆる表現上はこういう形で事務処理をせざるを得ないといいういわゆる自治法上の制約からそういう事務処理をしたという理解でよろしいですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

はい、そのような形で理解していただいて結構かと思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時54分」

---

「再開 午後 3時08分」

### △ 議案第63号 霧島市公共下水道条例の一部改正について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理を行います。まず、議案第63号霧島市公共下水道条例の一部改正について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれ、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 63 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第 63 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第64号 霧島市給水条例の一部改正について

○委員長（前田幸一君）

次に議案第 64 号霧島市給水条例の一部改正について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれ、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 64 号について議案原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第 64 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第65号 霧島市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○委員長（前田幸一君）

次に議案第 65 号霧島市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれ、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 65 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第65号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第66号 財産の処分について

○委員長（前田幸一君）

次に議案第66号財産の処分について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれ、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

私は、議案第66号財産の処分について反対の立場から討論をいたします。今回処分する財産は、国分川原字平石1119番2ほか52筆、9万7,184m<sup>2</sup>とのことであります。この市有地を民間事業者に売却をして、シラス活用及びシラス採掘の事業用地を構想する計画している事業者に売り渡すというものです。森林そのものは災害防止や環境保全、水源地涵養など公的役割を担っております。先月発生をいたしました豪雨災害は広大な森林が伐採をされ、大規模な太陽光発電所が整備をされたために、造成された調整池機能が十分な効果を発揮せず下流域の民家への土砂流出や道路決壊など、大きな災害となりました。今回計画をされております市有林の伐採地域には隣接する2か所の水源池とそして開発地に隣接をした民家があります。委員会の議論の中で明らかになりましたのは、水源池に及ぼす影響について十分な調査が行われていないということでありました。また、影響を受けるであろう民家への説明もいまだなされていない中で、売却の契約が行われているということは明らかになったことあります。開発により義務づけられました調整池の整備がなされますれば、線状降水帯などによる降雨はこれまでの想像を上回るものであることが8月8日の災害を受けた大きな教訓であり今後に生かさなければなりません。本財産処分については、これらの議論や調査が不十分な中で進められていることが明らかになりましたので、この議案には同意できないということを申し上げて討論といたします。

○委員長（前田幸一君）

ほかに、賛成討論ござりますか。

○委員（徳田修和君）

私は議案第66号財産の処分について賛成の立場で討論いたします。今回は、企業のほうから、シラス活用及びシラス採掘後の事業用地を構想しているという方に対し売却をしようとするものでございます。シラス活用につきましては近隣に住宅また水源池等はございますが崖上から30m離れたところから開発をし極力影響の出ないようにというようなことで進められると伺っております。また、水への影響も今のところ、ないのでなかろうかというような説明もございました。またシラス採掘後、事業用地として使われる際には、しっかりととした契約が結ばれることとなっており、そ

の中には、ソーラー開発や、あと産廃場としての活用を禁止するといったような旨の事業用地としての利用をかなり制限するような、契約の内容であるということも明らかになっておりました。今後未活用となっている市の土地をしっかりと生かせるよう議案については賛成したいと申し上げ討論を終わります。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第66号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者6名であります。起立多数と認めます。したがって議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第67号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（前田幸一君）

次に議案第67号損害賠償の額を定め和解することについて委員間討議に入ります。意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれ、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第67号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第67号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 陳情第7号 2026年度水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情

○委員長（前田幸一君）

次に陳情第7号2026年度水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情について委員間討議に入ります。意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれ、これで委員間討議を終結します。それでは討論に入ります前に、この陳情に対する採決を行うか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

採決すべきだと思います。

○委員長（前田幸一君）

採決を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。それでは、本陳情について討論に入ります討論はありませんか。

○委員（徳田修和君）

私は陳情第7号2026年度の水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情に対して、反対の立場で討論いたします。現在策定されました新水道ビジョンを議論する中で出てまいりました。現在霧島市の水道における状況といたしましては、令和5年で544件の漏水案件、また有収率は令和2年度から減少傾向にあるという中で、能登半島地震や南海トラフ地震を想定されている状況で耐震化を進めていかなければならぬ管路更新が絶対的に必要な状況であるというところも理解しております。その中で令和6年度管路更新もなかなか進んでいないことも事実であります。また、台明寺配水区関連事業のような大きな事業も現在進めているところであります、財源の確保は不可欠なところでございます。陳情者は値上げのタイミング等もおっしゃっておりましたけども、値上げの時期をずらすことと料金改定の改定率が上がってしまうということで、おくらせばおくらせるほど市民負担が上がっていくというような状況も報告されたところでございます。市民との理解と合意形成の不足についての意見がありましたけども、そちらのほうも執行部より、あらゆる媒体を活用しながら、市民への周知を図っていくこととしております。市民への周知は重要であるという認識をしっかりと確認をさせていただいたところでございます。また値上げ以外の選択肢の再検討ということで企業債の活用も出されていましたが、現在でも令和6年度から10年間にかけて約63億円の企業債の借入れも紹介されているところでございます。陳情者の思いは十分に理解をするところでございますが、財源確保のためにも、しっかりと低廉な水を供給し続けるためにも、令和8年度、2026年度の値上げはやむなしということで、今回の陳情は、不採択すべきだと申し上げ、私の討論とさせていただきます。

○委員長（前田幸一君）

賛成討論ございますか。

○副委員長（宮内博君）

今回、提出をされました陳情書は2026年度の水道料金値上げ計画の見直しに関する陳情書ということで、市民生活が大変厳しい状況下の中で計画どおり、来年度から水道料金の引上げを実施することに対して、見直しを求めて提出をされているものであります。陳情書には水道料金は単なる公共料金ではなく、市民の理解と共感があつて初めて成り立ちます。新水道ビジョンには、料金改定の検討に当たり、外部委員会を設置をして幅広く意見を募るとありますが、その議論が十分に行われる前に、値上げ計画が具体的に示されている現状は、値上げありきと市民に受け取られかねない

というこういうことが記述をされております。この執行部との議論の中でパブリックコメントを行ったこと。そして今、審議会を開催して、第1回目の審議会が開催をされたこと。こういう事例をもって、住民への説明がなされているかのような、説明が、報告がされているわけでありますけれど、現に水道を利用している市民に対して直接、対面で住民説明会を実施をするなどの計画は、いまだ具体化されていないのが現状であります。こういう中で今日の委員会でのやりとりの中でも、来年2026年度からの値上げ計画、それを計画どおり進めていきたいということが表明をされました。であるならその前に十分な住民説明会、住民への周知、これを図るべきだということを主張しているのがこの陳情書であります。趣旨は、多くの委員の皆さんとが共感しているわけでありますので、まずはそれをやってもらおうじゃないかというのが私のこの陳情書に対する賛成の立場であります。同時に、私ども市議団はこの間市民アンケートを実施をいたしました。値上げは最小限に抑えてほしい34.4%。値上げはしないでほしい52%であります。76.4%の方が値上げは何とか考えてもらいたいということで回答を寄せていただいています。9割の方が生活が苦しいという最中にあります。こういう中で、現計画が実施をされますと2030年度には今の水道料金の1.6倍に水道料金が値上げをされます。通常一般家庭で使われている13mmの設置世帯で、月20t使用した場合、現在1か月で2,629円かかる水道料金が、4,206円への負担に引上げられます。市民生活が苦しい中で、市民に寄り添う霧島市であってもらいたい。そしてこの陳情書を採択を頂いて、まず来年度の計画を見直してもらいたいというのが切実な願いだと受け止めております。以上の立場から本陳情書に賛成をいたします。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

これ討論を終わります。採決します。陳情第7号について、賛成の方の起立を求めます。起立少數と認めます。したがって陳情第7号については不採択とすべきものと決定しました。

### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前田幸一君）

次に、委員長に付け加える点がありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時25分」

---

「再開 午後 3時28分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査について何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようすで閉会中の所管事務調査項目については産業建設常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますがよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

それではそのようにいたします。次にその他として何かありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようすでこれで本日の日程のすべてを終了いたします。以上で産業建設常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 3時29分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長 前田 幸一